

養護者による障害者虐待の 防止と対応

講義Ⅰ 障害者虐待防止と早期発見に
向けた取組と養護者支援

野村 政子
東都大学ヒューマンケア学部看護学科

獲得目標

障害者の安心で自立した生活のための支援と養護者支援の考え方を理解する。

内容

- 1 障害者虐待防止と早期発見に向けた取組
- 2 養護者支援

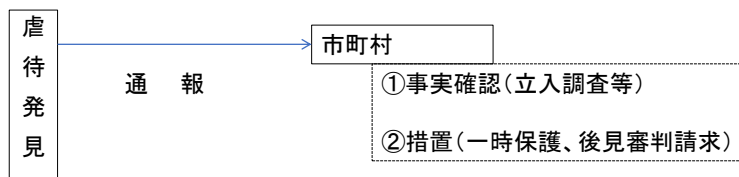
障害者虐待防止等のスキーム

(厚生労働省

「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」)

【養護者による障害者虐待】

市町村の責務:相談等、居室確保、連携確保



養護者: 障害者を現に養護する者であって障害者福祉施設従事者等及び使用者以外のもの

【はじめに】障害者虐待の防止に向けた 基本的視点

- ・虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
- ・虐待の早期発見・早期対応
- ・障害者の安全確保を最優先する
- ・障害者の自己決定の支援と養護者の支援
- ・十分な情報収集と正確なアセスメント
- ・関係機関の連携・協力による対応と体制
- ・十分な説明と見通しを示す

Ⅰ 障害者虐待の防止に向けた取組

- ・虐待を未然に防ぐための取組が重要
- ・虐待を未然に防ぐための体制整備が必要

(1) 障害者虐待に関する知識・理解の啓発

- ・住民の理解
- ・顕在化する前に虐待の芽に気付く
- ・広報・啓発：障害者虐待防止法の内容、
障害者の権利擁護、障害に関する正しい理解

住民の理解と協力を得る

- 児童虐待、高齢者虐待の担当部局との連携
(住民が相談しやすくなる。住民の協力を得やすくなる。)
- 自治会・町内会、民生委員児童委員との連携

【地域の特性】

- 地域住民の生活は対象者別に切り分けられて存在するのではなく、総体として営まれている。
- 住民とともに障害者虐待防止を通じて地域全体の幸せを考えるという発想

自分は障害者虐待の担当だからという発想ではうまくいかない。ともに地域全体の幸せを考えるという姿勢

I 障害者虐待の防止に向けた取組

(2) 養護者支援による虐待の防止

- ・家族全体の状況からその家族が抱える問題を理解する。
- ・リスク要因を有する家族には、その要因を分析し適切な支援を行う。

養護者支援

・常に、養護者にも何らかの支援が必要であると考えて対応する。(介護の知識不足、介護疲れ、家族間の人間関係、養護者の病気や障害等、複雑な要因が絡み合って虐待が生じている。)

【養護者支援の意義】

- ①養護者との間に信頼関係を構築する。
 - ②家族関係の回復・生活の安定
 - ③養護者の介護負担。介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう。
 - ④養護者への専門的な支援
- ・家族のこれまでの生活歴や人間関係を理解する。
家族関係の悪循環→家族の強みを見出す。

養護者支援

【養護者支援の視点】

- ①障害者と養護者の支援を別の担当（チーム）で行う。
- ②養護者支援を担当するチームにつなぎ、協働する。

養護者支援

【養護者支援の実際】

- ①事例を全体的、総合的にとらえる
- ②幅広い情報収集、チームによるアセスメントと支援計画策定
- ③虐待を解決するための支援と障害者の生活の安定までの継続的な支援
- ④長期にわたる支援が必要な事例に組織的に対応する

I 障害者虐待の防止に向けた取組

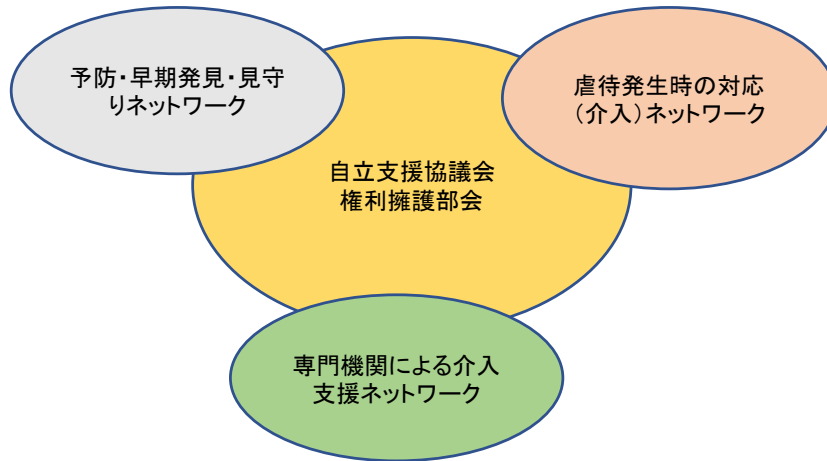
(3) 虐待防止ネットワークの構築

【連携協力体制の整備】

・市町村(第35条)、都道府県(第39条)

※ネットワーク構築には地域生活支援事業の障害者虐待防止対策支援事業が活用できる。

機能別の三つのネットワーク(例)



高齢者や児童の虐待防止に対する取り組み、生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者自立相談支援事業、障害者差別解消法に基づく相談窓口や障害者差別解消支援地域協議会とも連携しながら地域の実情に応じて効果的な体制を検討していく

ネットワーク構築にあたっては地域生活支援事業の虐待防止対策支援の活用も考えられる

場・展開領域別の三つのネットワーク

- ・高齢者虐待、児童虐待、障害者差別解消支援地域協議会などとの連携を考慮

①自治体組織内の連携ネットワーク

市町村における包括的支援体制

(平成30年改正社会福祉法)

- ・高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援
- ・全庁的な体制整備

場・展開領域別の三つのネットワーク

②地域における関係機関との連携ネットワーク

・ネットワーク会議、事例検討

※養護者支援と関係機関(例)

・養護者の介護の知識が不十分:相談支援事業者、障害福祉サービス事業者

・養護者が高齢で支援が必要:地域包括支援センター、介護支援専門員

・養護者の疾病:医療機関、保健所、保健センター

・経済的な困窮、多重債務等借金の問題:自立相談支援機関、弁護士、司法書士

・地域における孤立:民生委員・児童委員、自治会長・町会長、ボランティア団体、社会福祉協議会

場・展開領域別の三つのネットワーク

③地域住民をはじめとする様々な活動主体による見守り・早期発見のネットワーク

・住民の理解と協力→早期発見につながる

・広報・啓発活動の工夫

例：一方的な情報提供→双方向性

専門職と住民の協働の場

ケア会議

ワークショップ

2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(1) 通報義務の周知

- ・障害者の福祉に業務上関係のある団体や職員等は、障害者虐待の早期発見に努めなければならない(第6条)
- ・虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない(第7条第1項)
- ・市町村:住民や関係機関に対する障害者虐待の理解や普及啓発と併せて、通報義務の周知を図り、早期発見につなげることが重要
- ・障害者本人や養護者・家族にもこれらの情報が伝わるようにすることが必要

2障害者虐待の早期発見に向けた取組

(2) 早期発見に向けて

- ・不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さない。
- ・市町村において、地域の見守りネットワークや虐待発生時の対応(介入)ネットワークを構築することが重要。
- ・虐待として顕在化する前に、差別や不当な扱い等の虐待の芽に気が付くことも大切。
- ・発見者は一人で問題を抱え込まずに速やかに市町村虐待防止センターに通報する。
- ・通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならない(第8条)。通報者の秘密が守られることについても十分に周知する。

【講義2】

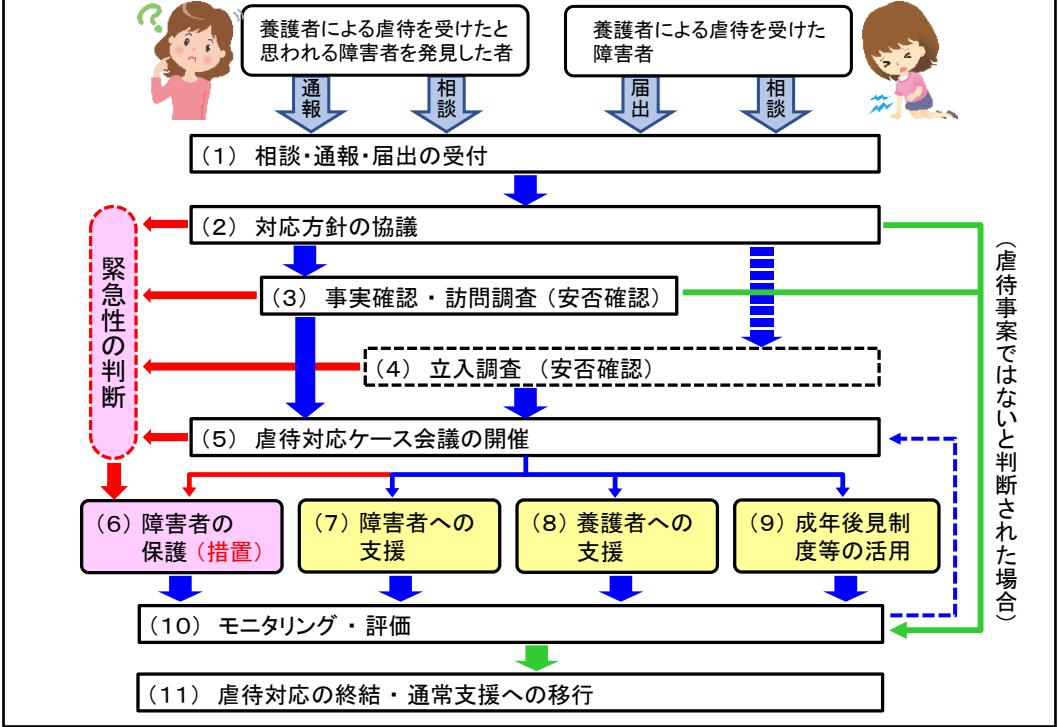
養護者による障害者虐待が 発生した場合の対応 ①

(初動期対応について)

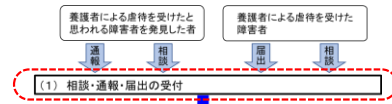
谷口 泰司

関西福祉大学 社会福祉学部

下記フローのうち、講義2では(1)~(6)、講義3では(7)~(11)について言及しています。



(1) 相談・通報・届出の受付 (P.41)



① 虐待対応窓口の明確化

- 虐待発見者や障害者本人が、必ずしも虐待対応窓口に通報・届出等を行うとは限らないため、いずれの部署であっても、迅速に(直ちに)虐待対応窓口へ伝達される体制整備が重要となる。
- 後述する内容を的確に記録するためには、全ての部署が詳細を聴き取ることは現実的ではない、しかしながら、切迫した状況その他の場合で、折り返し連絡できないことも想定されるため、
 - ✓ 虐待対応窓口への転送（電話等の場合）
 - ✓ 虐待対応窓口担当者が出向くこと（庁舎等訪問の場合）等について、全ての部署が理解しておくことが求められる。

「後ほど連絡します」は禁句（初回接触時の不信感等は致命傷）

(1) 相談・通報・届出の受付 (P.41-43)



② 24時間対応の体制整備

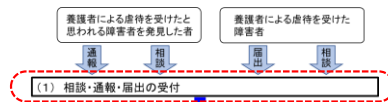
- ・虐待にかかる通報等は平日の日中に寄せられるとは限らない。
- ・夜間や休日に関しても直ちに対応できる **体制整備は必須**

③ 受付記録の共通化・適正化

- ・通報等に関する内容を的確に記録することが、その後の動きを左右するため、経験年数を問わず、窓口担当職員が的確に記録するための研修や記録様式の周知徹底が求められる。
 - ✓ 客観的な事実・情報に基づき、主観的な見解を付記するが、**客観的な事実・情報は、非言語領域**に少なからず存在するという認識が必要

「〇〇です」と話した時の声音・震え・表情等に真実がある

(1) 相談・通報・届出の受付 (P.44-47)



④ 警察との連携の確保

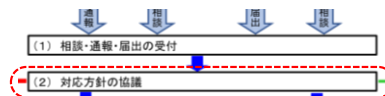
- ・ 障害福祉サービス未利用者・障害手帳及び年金手帳等の未所持者
にあっては、市町村とこれら障害者及び家族との接点がなく、警察から
の情報は極めて有効なものとなる。

⑤ 個人情報保護と障害者の尊厳の保持

- ・ 生活困窮に関する過去の事案からも、個人情報保護に関して誤った
認識を持つ市町村（職員）が皆無であるとは言えない。
- ・ 個人情報保護の例外規定の適用の前提として、当該情報が“虐待と
いう最も重大な人権侵害”にあたるものという認識を共有することが
重要

「誰を向いて」「何を大事に」業務を遂行するかが問われる

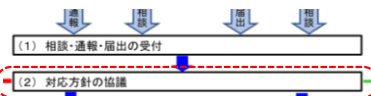
(2) 対応方針の協議 (P.47-48)



① 初動対応の決定

- 受付記録を根拠とした客観的・組織的（コアメンバー招集）な判断
- 夜間や休日に関しても直ちに対応できる **体制整備は必須**
 - ✓ 事実確認方法・日時等の決定
 - ✓ 事実確認後の対応協議（コアメンバー会議）日程の決定
 - ✓ 関係機関への連絡・情報提供依頼等の今後の方針の決定
 - ✓ 職員の役割分担等の決定
- なお、**(1) 受付の時点で、緊急対応の必要が明らかな場合は**、当該協議や受付記録作成の手順を踏むことなく、受付者が担当部局の管理職等を交え検討し、判断並びに行動を起こすべきことは言うまでもない。

(2) 対応方針の協議 (P.48-49)



② 緊急性の判断にかかる留意点

- あくまでも“**障害者本人の安全確保**”が最優先

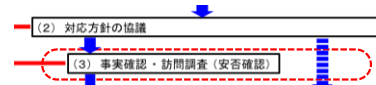
- ✓ 障害者支援・養護者支援は**必ず別の者**が担当
- ✓ 同性職員による対応に配慮（特に性的虐待が疑われる場合等）

緊急性あり	状況を現認のうえ、 直ちに安全確保 のための対応
緊急性なし	その後の調査方針・担当者等の決定
情報不足等	障害者の安全が確認できるまで引き続き調査

緊急性がある（疑いを含む）と判断された場合は、その後の「(4) 立入調査権」の行使、「(6) 措置権の発動」による緊急保護までを想定した指示を下す必要がある（**再度訪問を行う時間的余裕はない**）。

「福祉・障害は特別」ではない！ ← 利益相反状態時の対応

(3) 事実確認・訪問調査 (P.50 -51)



① 迅速な対応と多角的な情報収集

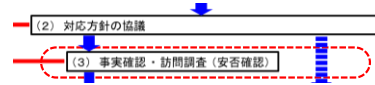
- ・ 「(2) 対応方針の協議」時の方針に基づき**迅速**に対応
- ・ **“訪問”による事実確認**と可能な限り多方面からの情報を収集
 - ✓ 虐待は重大な人権侵害であるという意識の共有
 - ✓ **休日・夜間でも対応**可能な体制の整備
 - ✓ 現認した状況に加え、障害福祉サービス事業者・民生委員等からの多角的な情報収集 → 背景・要因分析等に必要

(確認すべき項目)

虐待の状況・障害者の状況・養護者の状況・
障害者と養護者の関係・障害福祉サービス等の利用状況 など

「〇時間以内」ではない! → 「直ちに対応」という意識

(3) 事実確認・訪問調査 (P.52 -54)



② 訪問調査時の留意事項

(原則)

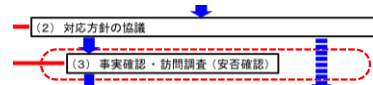
- 信頼関係に基づく訪問
- 複数職員による訪問 (客観性の担保・危険回避・同性支援等を考慮)
- 健康面への配慮 (医療関係者の同行・オンラインによる診断・状況把握等)
- 障害者・養護者のプライバシーへの配慮



(緊急時等における例外)

- 深刻な虐待で、障害者を緊急に保護する必要がある場合には、いかなる理由があろうとも (養護者との信頼関係が崩壊その他)、毅然とした対応が必要

(3) 事実確認・訪問調査 (P.54 -56)



③ 介入拒否時の対応

- 最終的には「いかなる理由であろうと現認する」という姿勢
 - ✓ 関係機関・養護者の知人・地域の関係者からのアプローチを含め、養護者の抵抗感の少ない方法による訪問方法を検討するが、最終的には「(4) 立入調査」の権限発動も視野に入れる。
 - ✓ 虐待が深刻で緊急性が高い場合には、養護者の態度に関わらず積極的な介入が必須

④ コアメンバー会議の開催

- 「虐待の有無」「緊急性」の判断および「支援方針」の決定を行う。
- 市職員(担当者・管理職・市町村障害者虐待防止センター職員等)を中心に、必要に応じて障害者機関相談支援センター職員、保健師等(健康面での必要がある場合等)により構成
- 現認ができない場合の立入調査権の発動についても協議

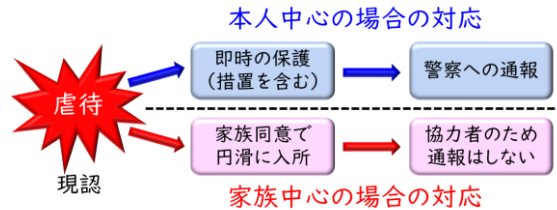
事例) 担当者のジレンマと判断のブレ

20年以上にわたり、自宅内で監禁状態にあるという通報を受けたが、

- ① 状態の現認から保護まで4日(通報から保護までは6日)を要した
- ② 状態の現認から警察への通報まで1か月以上を要した

【対応の遅れ・ズレの要因】

- 措置基準・予算措置等なし
- 休日対応・受入施設が限定
- 同居家族の重篤な状態
- 訪問調査に対し協力的な家族(介入拒否等はなし)
- 本人・家族について担当を分けることなく対応



等の状況にあつて、「本人中心支援」であるべき虐待対応判断にブレが生じた。

→ 想定外・極限状態が複層する状況では、全ての市町村で起こりえること

判断・対応のブレを生じさせない体制整備 → 職員を守る

(4) 立入調査 (P.56 -59)

① 決定時の留意点・警察との連携

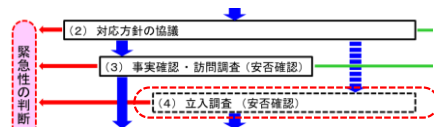
- 立入調査が必要と認められる状況とは、
「**緊急性・重大性がある**とともに、**養護者の協力が得られない場合**」
- 管理職が出席している会議での検討を踏まえた**決裁**を経ることが必要

養護者の協力の有無は法の要件ではない。

第11条 市町村長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、障害者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該障害者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

第12条 市町村長は、前条第一項の規定による立ち入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該障害者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができる。

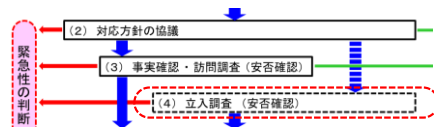
「～できる」ではなく「～しなければならない」という姿勢



(4) 立入調査 (P.59-61)

② 調査時の留意点

- ・ 立入調査は市町村職員のみが可能
- ・ 客観的かつ総合的な状況把握
- ・ 事態が深刻である場合には、措置権の発動による緊急保護の実施
 - ✓ 養護者等への事前通告は不要
 - ✓ 器物損壊(ドアを壊して入室等)は認められないため、確実にドアを開けてもらう手段を講じる。
 - ✓ 障害者の状況と意向等の確認が最優先であるとともに、居室の様子等を含め、総合的な判断ができるための情報を把握
 - ✓ 措置権発動による緊急保護時においては、養護者の同意は不要

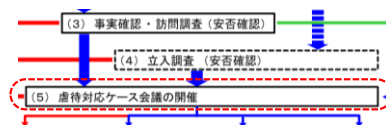


立入調査に至る状況では、その後の対応も想定しておく

(5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.62 -63)

① 構成員

- ・ コアメンバー会議(3-④)で策定した支援方針(対応計画)に基づく具体的な支援方法等について協議



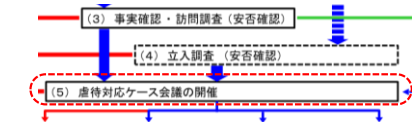
区分	構成員
コアメンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者虐待担当職員 (管理職の参加は必須) ・ 事務を委託された委託先の職員
事案対応メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政職員 ・ 相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等 ・ 医療機関 ・ 労働関係機関等
専門家チーム	(事案内容に応じ) 警察・弁護士・医療機関等

(5) 虐待対応ケース会議の開催 (P.64 -69)

② 協議項目等

【アセスメント項目】

大区分	中区分
I 虐待の程度	1. 現在の虐待の状況 2. 過去の不適切な状況 3. 本人と虐待者の距離・関係
II 本人の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
III 虐待者の状況	1. 現在の状況 2. リスク要因
IV 家族の状況	1. 現在の状況



事実確認(日時・氏名・方法等)・支援の利用状況・虐待対応チームの記録とともに、

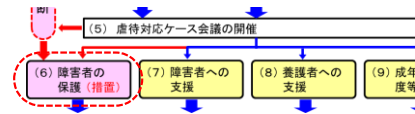
- 左記項目の最終評定(支援の必要度を含む)
- 支援上の重要課題等について協議

(さいたま市)障害者虐待リスクアセスメント・チェックシート・評価シートより

(6) 障害者の保護 (P.70)

① 留意点

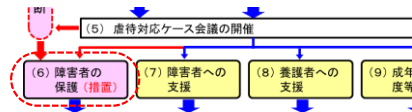
- ・ 組織的・客観的な要否判断
 - ✓ 一連の調査・検討結果をもとに客観的に判断
 - ✓ 保護は相手方の人権等にも立ち入るため、組織的な判断が必要
- ・ 迅速な対応
 - ✓ 場合によっては「直ちに」保護（夜間・休日に関係ない）
 - ✓ 上記に備え、受入先（緊急避難先）の確保は必須
- ・ 保護・分離の手段
 - ✓ 障害者支援施設等への措置を基本（理由は6-③）として、契約による障害福祉サービスの利用・医療機関への一時入院等を活用



分離が結果的に養護者支援にもなる（支援疲れの場合等）

(6) 障害者の保護 (P.70-71)

② 措置権の発動



・施設入所に係る措置権発動は「義務」

- ✓ 「やむを得ない事由」(≒虐待)で、障害者の生命や身体に著しい危険があり、放置できない場合は「措置しなければならない」
- ✓ 障害者支援施設等は市町村の措置委託要請を拒否できない。
(措置入所による定員超過は容認)

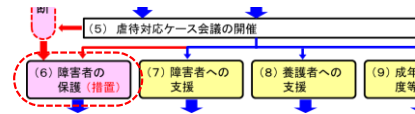


- ✓ 平常時から、委託先施設の確保・連携が重要
- ✓ 施設協会等との連携により**広域での委託先確保**が重要
- ✓ 感染症等の危険性をふまえ、入所前の**健康チェック体制**の確保
- ✓ 措置に関する基準(要綱等)整備
- ✓ 財源について財政担当部局と予め協議(**扶助費≒義務的経費**)

要綱・財源を理由に措置しないことは許されない!

(6) 障害者の保護 (P.71-72)

③ 面会の制限



- ・ 措置入所等については面会制限が可能

- ✓ そもそも措置入所先を養護者に知らせる必要はない。
- ✓ 養護者からの面会申出については慎重に判断（面会を許可する場合にあっても職員同席等の配慮が必要）



【措置入所を基本としなければならない理由】

- ・ 契約入所・利用（緊急ショート等）の場合は、面会制限の権限がない。
 - ✓ 結果として、養護者からの面会申出に対し、障害者支援施設の長が面会を見合わせるよう説得しなければならないが、“このような責を障害者支援施設の長に負わせる”こと自体が非常識

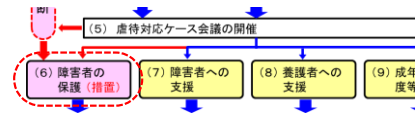
(6) 障害者の保護 (P.72-73)

④ 措置後の対応・措置解除

- 生活環境の激変に対する支援
 - ✓ 環境激変による精神的な支援は重要
 - ✓ 口座変更等(経済的虐待の場合等)など、関係機関との連携
- 養護者に対する支援
 - ✓ 養護者の生活困窮(経済的虐待の場合)に対する支援、過度な共依存にあった養護者に対する精神的支援等

「意思決定支援」を大前提とした措置解除に向けた対応

- 自立生活への移行 (地域移行・地域定着支援の活用等)
- 家庭復帰 (一定期間は継続的な観察と支援が必須)
- 契約入所・サービス利用への移行 (成年後見制度等と並行)



参考) 申請主義の誤解と措置の意義

【申請主義の意味】

- 申請(主義) ≡ 本人意思の尊重 として考えることは誤りではないが、
 - ✓ 「申請あり = 意思あり」の逆は必ずしも真ではない(申請をしていないことと支援を必要としていないことは必ずしも一致しない)。
- 社会福祉制度の多くが申請を原則としているのは、
 - ✓ 支援を請求する(しない)権利を国民(住民)に付与するためであり、
 - ✓ 行政を受動的・消極的立場に置くことを意味するものではない。

【措置の今日的な意義】

- 利用選択制度に移行して後も福祉各法には措置規定が存置する理由
 - ✓ 利用選択制度は、「選べない・選ばせてもらえない」者に対して、何らの救済もなしえない。
 - ✓ これらの者の権利擁護の手段として措置権の発動は極めて有効(措置権の重心の移転の意義を理解する必要がある)

【講義3】

養護者による障害者虐待が 発生した場合の対応 ②

(対応段階・終結段階等について)

谷口 泰司

関西福祉大学 社会福祉学部

(7) 障害者への支援 (P.73-74)



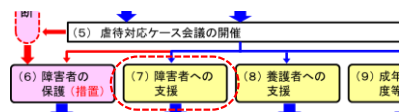
① 各種福祉サービス等へのつなぎ

- 適切な福祉サービスの利用がなされていない場合等
 - ✓ 結果的に養護者支援につながる場合もある（障害福祉サービス利用による養護者の支援疲れの軽減等）
 - ✓ 生活困窮状態にある場合の生活保護制度等の活用や就労支援機関との連携による所得保障・自己実現の支援

② 住民基本台帳の不当利用の防止措置

- 養護者から身を守るために居所を移した場合等
 - ✓ 加害者からの閲覧請求等を拒否できる。
 - ✓ 第三者からの閲覧請求等についても審査が厳格化（なりすましによる閲覧の防止）
 - ✓ 申出に基づき、迅速に住民課等に伝達・周知を図ることが必要

(7) 障害者への支援 (P.74-78)



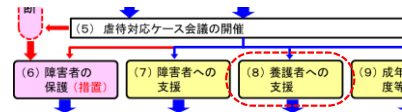
③ 年金個人情報にかかる措置

- ・ 経済的虐待等にあつて障害者の年金を保護する必要がある場合等
 - ✓ 年金の搾取が疑われる場合、事実確認の把握のために、年金個人情報の市町村に対する提供は可能 (2016年4月以降)
 - ✓ 市町村等の支援機関が発行する証明書により、年金個人情報の秘密保持のための対応が可能 (2017年7月以降)
 - 基礎年金番号の変更
 - 本人・法定代理人以外の者に対する個人情報開示の拒否

④ マイナンバー制度における不開示措置等

- ・ 養護者から身を守るために居所を移した場合等
 - ✓ 住所等の情報の不開示設定・マイナンバーカードの変更等

(8) 養護者への支援 (P.79-80)



① 養護者支援の意義

- ・ 養護者による虐待の **要因は極めて多様かつ複雑**な場合がある

- ✓ 長期間にわたる支援の疲れ・将来に対する閉塞感
- ✓ 世帯全体の経済的困窮
- ✓ 家族間の人間関係 (強弱関係・過度な共依存)
- ✓ 高年齢層に多い障害に対する偏見・周囲への遠慮 等



- ・ 障害者支援と同様に、対症療法だけでなく、**要因の解消が必要**

- ✓ 家族関係の修復とともに世帯全体の生活の安定に対する支援
- ✓ 支援にかかる負担の軽減・閉塞感の解消に向けた支援 等

養護者支援は虐待の再発・未然防止に最も効果がある

参考) 家族にも自分の人生がある

認知症高齢者や障害者の支援をしている養護者・家族に対し・・・

「大変ですね、頑張ってくださいね」「お身体を大事にしてください」と励ます人はいるが・・・

「なぜ頑張る必要があるのですか」

と問いかける人はほとんどいない・・・

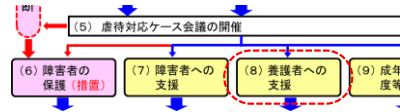


家族の存在意義は**“直接支援・目に見える支援”の外**にある。

直接支援・目に見える支援は“公的責任”（住民の理解促進を含む）

家族自身の人生を考えない励ましが家族を追い込んでいる

(8) 養護者への支援 (P.80-83)



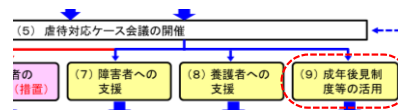
② 養護者支援の視点とポイント

- ・ 養護者支援を専門に担当する職員（チーム）の配置（2-②参照）
- ・ 関係機関へのつなぎと協働
 - ✓ 経済的困窮や高齢化の問題など、他の部署による支援が必要

③ ショートステイの確保

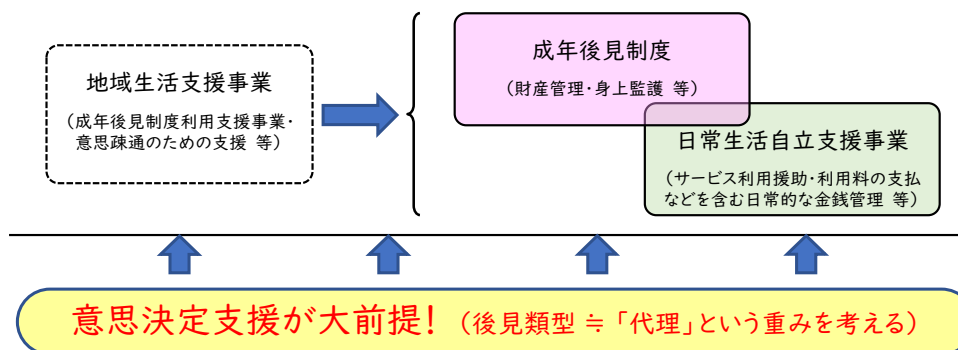
- ・ 養護者の支援疲れを軽減するための短期入所サービス利用は有効
 - ✓ 施設側の危惧を解消するための普段からの関わりが重要（施設の体験利用・困難な場合には施設職員による訪問等）
 - ✓ 既成の短期入所以外に、地域の実情と障害者の意向を踏まえた柔軟な事業の検討・展開

(9) 成年後見制度等の活用 (P.83-87)



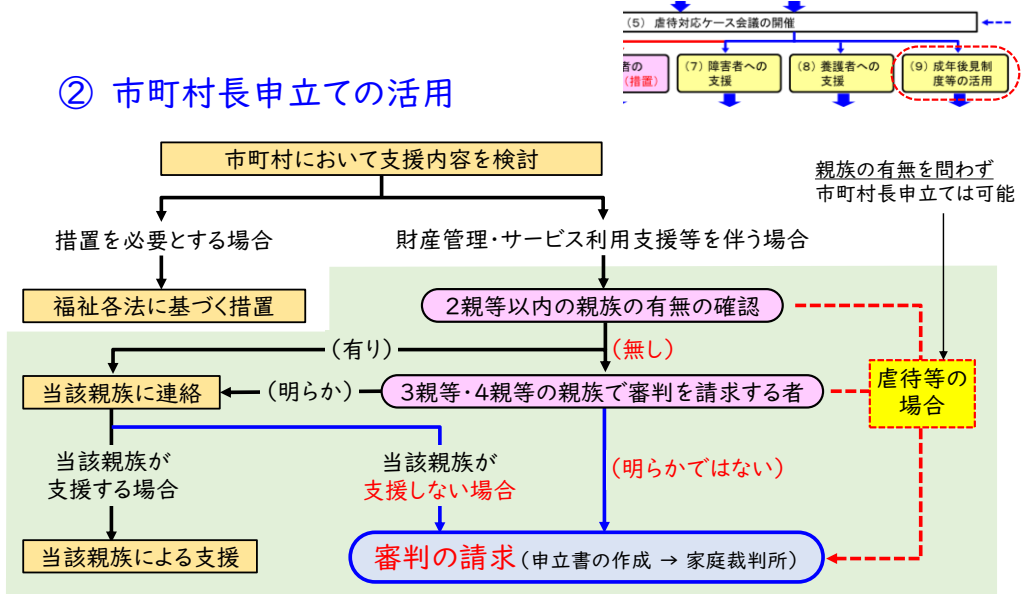
① 権利擁護関連諸制度の活用

- ・ 権利擁護に関連する諸制度・事業等を最大限に活用
- ・ 成年後見制度市町村長申立てにかかる人材確保



(9) 成年後見制度等の活用 (P.83-87)

② 市町村長申立ての活用



※ 市町村長申立てにかかる具体的な手続き・フローチャートはP.85参照

(10) モニタリング・評価 (P.88)

① モニタリング

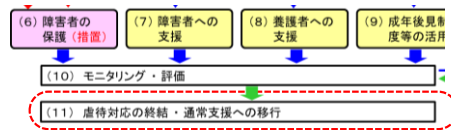
- 定期的な実施(2週間を目安)
- 関係諸機関との連携
- 状況の変化に応じた対応方針の柔軟な見直し → ケース会議の開催

② 評価

- **客観的な評価**が必要 → 特に課題に対する評価
- 対応等で課題があった場合は、次につながるように、今後の対応方法等についても協議
- 虐待対応ケース会議における評価をもとに、
(更なる対応が必要な場合) → (6)~(9)を実施し、再評価
(事案にかかる課題が解消) → (11)「虐待対応の終結」へ



(11) 虐待対応の終結 (P.88-89)



① 終結の判断基準

- 虐待“行為”だけでなく“要因”を含む
 - ✓ 要因が解消されなければ、再発の芽が残ることに留意
 - ✓ 行為の解消は即時対応であるが、要因の解消は長期にわたることもある。

② 終結後の支援

- 虐待対応の支援から通常支援への切り替え
- 終結判断後の虐待の再発に備えた情報共有

財産上の不当取引による被害の防止 (P.90)

- 市町村は、養護者・施設従事者・使用者以外の“第三者”による財産上の不当取引により、障害者が被害にあわないための対応策を講じる必要がある(市町村長の成年後見制度の審判請求は上記の場合にも可能)。

(財産上の不当取引による被害の防止等)

第43条 市町村は、養護者、障害者の親族、障害者福祉施設従事者等及び使用者以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で障害者を行う取引(以下「財産上の不当取引」という。)による障害者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は市町村障害者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による障害者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。

2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある障害者について、適切に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2又は知的障害者福祉法第28条の規定により審判の請求をするものとする。

(成年後見制度の利用促進)

第44条 国及び地方公共団体は、障害者虐待の防止並びに障害者虐待を受けた障害者の保護及び自立の支援並びに財産上の不当取引による障害者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

ご清聴ありがとうございました。

本資料に関するご批判・ご質問は下記まで
taniguchi@kusw.ac.jp

Ⅱ 事実確認調査における 情報収集と面接手法

* 巻末資料を参照のこと
「聞き取り面接における留意事項」
(立命館大学総合心理学部 仲真紀子)

事実確認調査における情報収集と面接手法については、
巻末資料「聞き取り面接における留意事項」(立命館大学総合心理学部 仲真紀子)
をもとに進める。

1. 客観的な聴取の必要性

知的障がい、精神障がい、身体障がいは、障がいの内容が異なるだけでなく、障がいの程度も様々であり、その問題を一括りに論じることは容易ではありません。しかし、そうであっても障がいを持つ人は全般的に、供述を行う上で以下のような制約があります。

- ・知的障害や精神障がいを持つ人は、暗示や誘導の影響を受けたり、迎合性が高いことがあります。
- ・身体障がいのある人は、複数回の面接を受けることが物理的に困難である場合があります。
- ・障がいのために音声によるコミュニケーションや、その他のコミュニケーションが困難であったり、発話が聞き取りにくいということもあります。

そのため、障がいをもつ人に事実確認を行う場合、その特性に配慮した聴取を行うことが必要です。例えば英国では、知的障害、精神障がい、身体障害によって供述の「完全性、一貫性、正確性」が損なわれる可能性があるとしています。そして、そのような可能性がある人を「供述弱者 (the vulnerable)」とし、録音録画面接という特別措置をとることができるとしています (Ministry of Justice, U.K., 2011)。録音録画面接とは、下記で説明する司法面接のことであり、正確な情報を、被面接者の心理的負担をできるだけかけずに聴取し、客観的に記録しておく方法です。

Ⅲ 養護者による障害者虐待の防止と対応（演習）

野村政子 （東都大学）

堀江まゆみ （白梅学園大学）

手嶋雅史 （椋山学園大学）

1 事例を通じて通報受理、事実確認、虐待判断までの流れを理解する。

2 事例を通じて養護者支援について理解する。

演習 養護者による虐待における自治体の対応（初動期を中心に）

- ・ 演習目的、事例情報の共有
- ・ 個人ワーク（各種帳票を用いて）
- ・ グループワーク（各種帳票を用いて）
- ・ 解説

演習

事例で考える虐待対応～円滑な組織的判断に向けて

<事例紹介>

- 被虐待者:Aさん/55歳/女性 療育手帳(中度)日常生活全般に見守りや援助が必要。
- 虐待者:同居している弟の妻(主介護者)/49歳
- Aさんは2年前まで母と二人暮らし。近所に住む弟夫婦とは疎遠だった。
- 2年前に母が亡くなり弟夫婦、甥(24歳)と同居開始。2か月前に弟が亡くなり、介護は弟の妻が一人で担うことになった。
- 弟の妻は自営業が忙しく、Aさんは昼食を抜かれたり入浴が1週間に1回程度。最近少し痩せてきている。
- Aさんは食欲があり何でも自力で食べられるがうまく箸やスプーンが使えずこぼしてしまい、弟の妻から怒鳴られる。トイレは自分で行けるが汚すことがあり、そのたびに弟の妻から怒鳴られる。
- やがて近隣住民から民生委員に「弟の妻がAさんを怒鳴る声や暴力を振るっているような物音がして怖い」と連絡が入るようになった。
- 最近Aさんは近くの公園のベンチに長時間座っていることが多く、民生委員が話を聴くと「怒られるから怖い」と言う。
- 以上の内容について、民生委員は市役所障がい福祉課に電話相談した。

I 相談の受付・受付記録の作成

障害者虐待(相談)受付チェックシート

II コアメンバーによる対応方針の協議

1 メンバーは？

2 初動対応のための緊急性の判断

- ・養護者支援の視点も持つ。
- ・障害者の安全確保が最優先

※この事例の緊急性についてどう考えるか？

2 組織的判断がポイント

Ⅲ 事実確認を行うための協議

必要な情報収集項目、事実確認の方法と役割分担、確認の期限

Ⅳ 事実確認

- 1 庁内関係部署からの情報収集（何を？）
- 2 関係機関からの情報収集（何を？）
- 3 事実確認（訪問調査）（誰が？）

<事例紹介(追加情報1)>

・情報収集の結果、Aさんは生活介護を利用しているが、弟の妻が施設の対応が悪いと不満を訴え、2カ月間利用料の支払いをしていないことが判明した。弟の妻は施設職員に対し、「義姉の年金は自分が管理している。対応を改善してくれなければ払う気持ちになれない。」と言っている。

・障がい福祉課職員2名が訪問。養護者の気持ちに配慮し「災害時要援護者登録制度」の利用の勧めを目的とした訪問であると説明した。障がい福祉課保健師(女性職員)がAさんと面接し、体にあざや傷がないことを確認。しかし、Aさんは弟の妻のことについて「怒られる。怖い」と訴えた。

・もう一人の職員は別室で弟の妻と面接。Aさんを介護することの負担感について尋ねた。「仕事が忙しいのに世話をすることが負担。なぜ自分がこんな目に合うのかと絶望感にさいなまれる事がたびたびある。」という話を聞いた。

V 個別ケース会議による援助方針の決定

1メンバーは？

2虐待の疑いの判断

①虐待の疑いがある(虐待の5つの区別のどれか?)

②虐待の疑いはないが相談を継続する必要がある

③虐待の疑いがない

メンバーはスライド15、コアメンバー、事案対応メンバー、専門家チームのうちから、事案に応じて構成される。

3 支援の必要度の判断

(見守り、予防的支援、相談・調整・社会資源活用支援、
保護・分離支援 等)

※リスクアセスメント・チェックシート

Ⅶモニタリング

→Ⅷ虐待対応の終結

→一般的な相談支援につなぐ
連携ネットワークを活用した再発予防、見守り

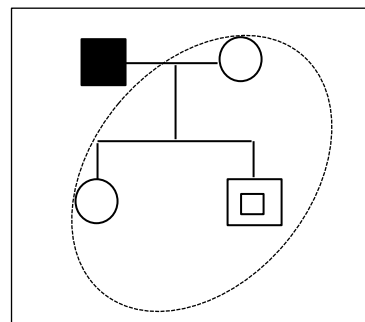
自治体コース演習「障害者虐待における自治体の対応（初動期を中心にして）」

養護者による虐待

生活介護事業所から市の障害者虐待防止センターに相談(通報)があった事例

1 ケースの概要

本人氏名	Aさん
年齢・性別	男性 40代
障害種別	知的障害 療育手帳（重度） 障害支援区分5
虐待者	母 70代（要支援2）、 姉 40代
家族状況	母と姉の3人暮らし
サービス利用	生活介護（週5回）
住居形態	持家
経済状況	本人・母の年金



2 経過

8月10日	<p>【相談】</p> <p>市障害者虐待防止センターに生活介護事業所から相談の電話があった。「今日、生活介護事業所が迎えに行ったところ、Aさんが脱水の症状で立ってなくなっており、送迎車で病院を受診した。点滴により回復したが医師から大事を取って入院するよう勧められた。しかし姉が強引に家に連れ帰ってしまい、状態が心配である。」とのことであった。</p>
同日	<p>【受付】</p> <p>相談記録や障害福祉サービスの利用状況を確認したところ、基幹相談センターがかかわり母の介護負担軽減のため居宅介護を利用する方向で相談に乗っていることが分かった。市障害者虐待防止センターでは通報として受理し、受付票を作成した。併せて緊急性判断シートを使って、通報時点での情報の緊急性をチェックした。</p> <p><基幹相談センターの相談記録の情報></p> <ul style="list-style-type: none">・1年前まで母と二人暮らしであったが、母が軽度の脳梗塞を発症し介護保険を申請。要支援2の認定を受けた。これをきっかけに隣接市に住んでいた姉が同居するようになった。（姉は無職。5年前に離婚し単身で暮らしていた。）・脳梗塞発症後の母の介護は十分とは言えず、Bさんは家での入浴は3日から1週間に1回、食事は不規則でBさんは空腹のまま生活介護事業所に来ることがあった。

	<p>・母は高齢で脳梗塞発症後は体調が万全でない。次第に介護や家事が十分にできなくなってきている様子である。姉は介護や家事を手伝うために同居したと聞いていたが、母に話によるとほとんど母任せで手伝っていないらしい。</p>
--	--

【グループワーク 1（ワークシート 1）】 対応方針の協議

- ・コアメンバーによる対応方針の協議を行い、ワークシート 1 に記入して下さい。

※案内があるまで、次のページはめくらないでください。

3. 追加情報

8月10日	<p>【事実確認、訪問調査】</p> <p>今までの経緯から基幹相談センターから母に連絡をし、市障害者虐待防止センターと基幹相談センターと一緒に訪問することとした。</p> <p>訪問前に市障害者虐待防止センターが病院への情報収集を行ったところ、「Aさんの今の状況は、すぐに入院しないと命に関わるという訳ではない」とのこと。</p> <p>市障害者虐待防止センター・基幹相談センターが家庭訪問を行う。母と話をし、Aさんの状態を確認した。母は「息子はここ数日下痢をして元気がなかった。心配で娘に相談したが、放っておけばいいと怒り出し何もできなかった。」とのこと。Aさんは汚れた衣服を着ており、普段と比較して元気がない。家の中は衣服や雑誌、日用品が散らかり、掃除が行き届いていない様子。娘は留守。母によればAさんが大声を出したり部屋を動き回ったりすると、娘がイライラして頭を小突いたり腕をつねったり大声で叱りつけるとのこと。母の許可を得て冷蔵庫や戸棚を確認したところ、食材の買い置きがほとんどない。母によれば、娘が買い物をしてくるはずだがあてにならないとのことであった。</p>
-------	--

【グループワーク2（ワークシート2）】 虐待対応ケース会議

・調査結果を踏まえ虐待対応ケース会議を行う事になりました。当面の支援方針や個別支援計画表について討議しワークシート2に記入して下さい。

※本資料は名古屋市「障害者虐待に関する相談・対応の流れ 事例編」を参考に作成した。

6. 事実確認の方法と担当者

(1) 事実確認の方法

障害者	<input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所（ ） 担当者
養護者	<input type="checkbox"/> 自宅訪問 <input type="checkbox"/> 来所 <input type="checkbox"/> その他の場所（ ） 担当者
その他	

(2) 事実確認の期限

--

(3) 事実確認の際に予想されるリスクと対処方法

<ul style="list-style-type: none">・ 医療的処置が必要な場合・ 介入を拒否される場合・ その他
--

(4) その他の注意事項

<ul style="list-style-type: none">・ 立入調査の可能性がある場合の確認事項・ 事実確認の際に特に観察すべき事柄・ 障害者・養護者との面接の際の聞き方の工夫・ その他
--

自治体コース演習「障害者虐待における自治体の対応（初動期を中心にして）」

グループワーク2 虐待対応ケース会議

1. 参加者

氏名	所属・役職	氏名	所属・役職

2. 虐待の有無 * 1（養護者）、2（施設従事者等）、3（使用者）

身体的虐待の疑い（1 2 3） 放棄・放任の疑い（1 2 3）

心理的虐待の疑い（1 2 3） 性的虐待の疑い（1 2 3）

経済的虐待の疑い（1 2 3） その他（ ）

虐待とは言い切れないが不適切な状況（ ）

3. 緊急性と対応

差し迫った虐待の状況が見られる **レベルA**】

→ 緊急分離・保護 緊急の会議を開催 その他（ ）

差し迫った虐待の状況が見られる **レベルB**】

→ 会議を開催 その他（ ）

虐待の状況が見られる **レベルC**】

→ 定期的な状況確認・支援 会議の開催を検討
その他（ ）

判断できず（ ）

理由

4. 当面の支援方針

--

5. 支援計画表

課題	支援内容	支援機関・担当者	実施日時・期間

支援計画の責任者 ()

Ⅲ 養護者による障害者虐待の防止と対応(演習)

演習のポイント(解説)

1. 通報の受理(漏らさず受理すること)

この事例は真夏に脱水症状で体調を崩した。これを単に突発的に起きた脱水として処理せず、相談記録やサービス利用状況、関係機関のかかわりについて情報収集し、虐待通報として受理したところがファインプレーである。こうした「気づき」が重要であり、「気づき」のためには、受理した職員が一人で処理しないことが有効である。なるべく早く関係者に情報を伝え、コアメンバー会議の前にも関係者が出し合い事例を見立てていくことが重要である。この事例は通報段階では不十分な介護や不適切な介護(いわゆるグレーゾーン)であり虐待ではないという見方もあるかもしれないが、まずは漏らさず虐待として組織的な検討の土俵に乗せることが重要である。

2. 家族のエピソード、歴史に注意を払うこと

この事例では主介護者の母が要支援になったことにより家族構成が変化している(姉の転入)。こうした変化が虐待につながった可能性がある。虐待事例をアセスメントする際、このような家族のエピソードに注意を払うことが求められる。アセスメントの際の仮説として、「姉はひょっとすると母が弟にかかりきりだった幼少期・青年期を通じて、自分は愛されていないとか、息子ばかり、とかの感情から兄弟関係にゆがみが生じているのか?」などと考えることも必要である。また、「母と息子、特に母の方は共依存が強いのか?対応次第では母の生きがいが喪失しかねない複雑な事例である」なども支援計画立案の際に考慮する必要があるかもしれない。なるべく多くの立場、職種(ケースワーカーや担当者と管理職、事務職と社会福祉士や保健師、基幹相談センターと生活介護、民生委員など)の意見でアセスメントし判断していくことが求められる。

3. 養護者支援の視点を忘れない

このケースで「虐待防止」センターが動いた、という場合の家族の感情を想像すると、大きなショックを受ける可能性がある。2 で述べたように、母も姉もこれまでの家族の歴史、家族の関係性により、様々な要因が絡み合った結果、虐待の状況に陥ってしまった可能性がある。特に母はこれまで懸命に介護してきたと考えられ、加齢と疾病により介護が不十分になったわけで、意図して虐待をしているわけではない可能性が高い。もしかしたら姉は人格的にあるいは精神的に支援が必要な状態なのかもしれない。常に「養護者にも支援が必要かもしれない」という視点をもって対応することが求められる。事実確認。訪問調査の際は、虐待の状況に陥ってしまった背景・歴史に共感するような視点が求められることが少なくない。ただし、障害者虐待事例の対応で最も重要なのは障害者の権利を守ることであるから、それを最優先にして支援すべきであることは言うまでもない。養護者への支援が必要な事例では、しかるべき部署や関係機関に虐待対応ケース会議に参加してもらって

役割分担し、支援期間中は密に情報交換して進めることが重要である。

4. 虐待発生時の対応だけでなく「予防」「早期発見、早期対応」が重要

このような見方によってグレーゾーンで虐待ではないととらえる可能性がある事例では、自治体の基本的姿勢として、「相談に対して虐待通報かどうかはさておき、支援を必要とする障害者に、自治体として積極的に関わる」ことが求められる。この事例ではその姿勢により漏らさず通報を受理し、虐待の早期発見につなげることができたと考えられる。虐待を予防することが障害者の幸せ、障害者の権利擁護、そして地域住民の安心につながると考え、積極的に「予防する」、「早期発見する」、「早期に支援を開始する」ことを大切にしていこう。

自治体コース演習「障害者虐待における自治体の対応（初動期を中心にして）」進行の留意点

時 間	内 容	配布資料	留意事項
10分	オリエンテーション・事例説明	「演習事例」 「障害者虐待通報(届出)受付票」 「障害者虐待の緊急性判断シート」	・虐待の受付から、評価・終結の流れの中の「通報受付～コアメンバー会議～対応方針の検討」の部分を行う事を意識。
35分	グループワーク1 『コアメンバーによる対応方針の協議』 「ワークシート1」を使用	「ワークシート1 対応方針の協議」	・早急な対応が必要とされるため、“すぐに集まれるメンバー”で行う必要性を意識する。 ・どのように議論して対応して行くかを意識しながら、記録に残す事が大事。 ・判断材料として何の情報を集める必要があるかを検討する。 ・事実確認の際に予測されるリスクと対処方法を協議する。(立入調査の可能性がある場合の確認事項、事実確認の際に特に観察すべき事柄、障害者・養護者との面接の際の聞き方の工夫、医療的処置が必要な場合、介入を拒否される場合など)
35分	グループワーク2 『調査結果を踏まえた上で、当面の支援についての虐待対応ケース会議』 「ワークシート2」を使用	「ワークシート2 虐待対応ケース会議」	・初回の虐待対応ケース会議で検討すべき要点を意識する。 ・当面の支援について、「いつ・誰が・どこで・何を・どのように・いつまでに」を意識する。
10分	振り返り（各グループにて）		・演習を通しての振り返り。 ・今後、実際に通報を受けた際の状況を意識。

障害者虐待通報(届出)受付票

(面接・電話・その他())

通報(届出)年月日	平成 年 月 日 ()		受付機関名																
	時 分から 時 分まで		受付者氏名																
	氏 名			障害者との関係															
	住 所																		
通報(届出)者	対 処	調査協力 諾・否	当所からの連絡 諾・否	連絡先 電話 FAX MAIL															
	① 通報(届出)内容																		
情報源	1. 身体的虐待 <概要>																		
	2. 性的虐待																		
	3. 心理的虐待																		
	4. 放棄・放任																		
5. 経済的虐待																			
6. その他																			
<input type="checkbox"/> この相談は、通報者が実際に見た。 <input type="checkbox"/> この相談は、通報者が推測した。																			
<input type="checkbox"/> この相談は、通報者が関係者()に聞いた。																			
<input type="checkbox"/> 通報者はいつごろ、どんなことで知ったか。()																			
<input type="checkbox"/> この相談は、届出者本人が実際に体験した。																			
② 対象者(被虐待者)・虐待者の状況	氏 名	(男・女)	生年月日	M・T・S・H 年 月 日 ()歳															
	住 所	連絡先(電話) 居所 自宅 病院 施設 その他 ()																	
	手 帳	1 なし 2 あり 身体 (種 級 障害名:) 知的 (度) 精神 (級 障害名:)	家族構成図																
	障害支援区分	1 なし 2 あり (区分)																	
	介護保険	1 なし 2 あり (①要介護) (②要支援) (③介護度不明)																	
	社会資源活用状況	支援計画作成機関: その他の障害施策 障害福祉サービス 等のサービス																	
	関係機関	<table border="1"> <thead> <tr> <th>サービス種類</th> <th>頻度</th> <th>事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			サービス種類	頻度	事業所												
	サービス種類	頻度	事業所																
健康状態	* 現病歴 * かかりつけ医																		
経済状況	住居状況: 持ち家・賃貸(マンション・アパート・戸建・公営住宅) 家賃: 月 円 本人収入: 月 円 (1. 年金 2. 生活保護 3. 給与収入 4. その他()) 配偶者収入: 月 円 (1. 年金 2. 生活保護 3. 給与収入 4. その他()) 家族収入: (続柄) 月 円 (1. 給与収入 2. 年金 3. 生活保護 4. その他())																		
特記事項																			
虐待者(疑含む)	氏 名	(男・女)	生年月日	M・T・S・H 年 月 日 ()歳															
	続 柄	1. 親 2. 兄弟姉妹 3. 兄弟姉妹の配偶者 4. 配偶者 5. 子 6. 子の配偶者 7. その他 () (具体的に:)		職業															
	住 所	区	被虐待者との同居の有無	同居・別居・不明・その他()															
事業所等への通知の諾否 (※事業者または使用者のみ)		通知・届出の有無 諾・否	通報者氏名の通知(※通報時のみ) 諾・否	被虐待者氏名の通知(被虐待者本人の意思) 諾・否															

③ 事実確認・処遇検討	事実確認	事実確認の方法 <input type="checkbox"/> 事実確認の有無：あり(年 月 日)・なし 事実確認者： <input type="checkbox"/> 立ち入り調査以外：訪問調査・関係機関からの情報収集 <input type="checkbox"/> 立ち入り調査の実施：警察同行・援助要請のみ <input type="checkbox"/> 調査なし：調査不要・調査検討中			
	処遇にかかわる情報	緊急性の有無 ※虐待の『緊急性判断シート』の虐待レベル レベルA 差し迫った虐待の状況が見られる 緊急分離・保護又は緊急会議開催 レベルB 差し迫った虐待の状況が見られる レベルC 虐待の状況が見られる	(特記事項)		
	キーパーソンについて	氏名(年齢・続柄)： 1. 問題解決の協力者 2. 本人、家族に影響のある人物 3. 成年後見制度の後見候補者(4親等内)	(特記事項)		
	被虐待者本人の希望、真意				
	本人と家族の人間関係				
市への情報提供日(月 日) 提供先() ※ 基幹相談支援センター、虐待相談支援センター、休日・夜間相談窓口のみ記載					
④ 虐待の判断・方針	会議(月 日)	出席者：			
	検討内容				
	対応方針	1. 虐待の有無 1. あり 2. なし 3. 不明	2. 観察・記録 1. 相談のみ 2. 見守り 【具体的な方法を記載】	3. サービス調整 1. 法律相談() 2. 介護保険() 3. 福祉サービス() 4. 成年後見制度() 5. 医療機関() 6. 保健所() 7. その他()	4. 介入支援(情報提供) 1. 調査依頼 2. 一時保護 3. 分離 4. その他 他の機関への情報提供・報告 1 無 2 有 提供先・提供日 ()
⑤ 対応・結果	結果	1. 分離の有無 1. 分離() 2. 非分離() 3. その他() 4. 検討中()	2. 分離の内訳 1. サービスの活用() 2. 措置() 3. 面会制限() 4. 緊急保護() 5. 一時入院() 6. その他()	3. 非分離の内訳 1. 助言・指導() 2. 養護者サービス() 3. 本人サービス() 4. 障害福祉サービス変更() 5. その他() 6. 見守り等()	4. 権利擁護 1. 後見開始済み() 2. 後見手続き中() 3. 市長申立て() 4. 権利擁護<日常生活自立支援事業>()
	⑥ 備考				

障害者虐待の緊急性判断シート

対象者氏名() 記入者() 年 月 日記入

レベル等	チェック	判断項目
差し迫った虐待の状況が見られる	レベルA 障害者の状況	① すでに虐待により重大な結果を生じている。 □医療を要する外傷： 頭部（血腫、骨折）、顔面、頸部、腹部、意識混濁、重度の褥そう □生命に関わるネグレクト： 重い脱水症状（尿が出ない、意識混濁、幻覚、皮膚の乾燥、脱力感、頻脈、口からの水分摂取ができない）、栄養失調、極端な体重減少、全身衰弱、強い自殺願望、その他
		② ・障害者自身が保護を求めている場合でかつ④～⑩のいずれか ・障害などの事由により保護を求められない場合でかつ④～⑩のいずれか
		③ 電気・ガス・水道等が止まっている。または食料が底をついている。
	レベルB 養護者の状況	④ 今後虐待が繰り返され重大な結果が生じるおそれの高い状態が見られる。 頭部打撲、顔面打撲・腫脹、やけど・刺し傷など回復状態がさまざまな傷、不自然な内出血、きわめて非衛生的、極端なおびえ、脱水症状の繰り返し、低栄養・低血糖の疑い、入退院の繰り返し、その他
		⑤ 「殺される」「〇〇（養護者）が怖い」「何も食べていない」等の訴えがあり、実際に「殴られた」「刃物で脅された」「ののしられている」等の行為がある。
		⑥ 自宅から締め出され、長時間戸外で過ごしていることにより心身状況の悪化が見られる。
虐待の状況が見られる	レベルC 養護者の状況	⑦ 刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある。
		⑧ 「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがあり、切羽詰った状況である。
		⑨ 暴力（不当な身体拘束や性的虐待等を含む。）や世話の放棄を繰り返し、支援機関の接触・助言に応じないまま障害者の状態を悪化させている、支援機関の訪問等を拒否し障害者の状況が確認できない、支援機関の訪問により告げ口をしたと障害者に暴力・叱責をする、等の状況がある。
		⑩ 障害者が医療が必要であったり、体調不良が見られても医療を受けさせず、そのままにしている。
		⑪ 障害者の年金等を管理し、障害福祉サービス利用料を一定期間滞納しており、支払う意思が見られない。あるいは病院に障害者を放置したまま、費用が未払いであり、支払う意思が見られず、必要な福祉サービスや医療が使えない状態に陥る可能性がある。
レベルC 養護者の状況	障害者の状況	⑫ 本人にとって医療や介護が必要にも関わらず、家族から受けさせてもらっていない。
		⑬ 精神疾患等による周辺症状が強く出ており、生活に支障をきたしており、適切な世話がされていない。 徘徊、昼夜逆転、頻繁な訴え、異食、弄便、大声、不快音、噛みつき、引っ掻き、蹴飛ばし等
	養護者の状況	⑭ 精神疾患・アルコール依存症等があるが、必要な医療的管理を受けていないため、障害者の生活に何らかの支障を与えている。
		⑮ 介護疲れ等で激しく苛立っていたり、感情のコントロールができないため、障害者に対し、怒鳴る等の行為がある。
		⑯ 障害者の年金を担保にした障害者名義の借金をしたり、障害者の年金等を管理していることにより、障害者の生活に何らかの支障を与えている。

IV 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止と対応

遅塚昭彦

公益社団法人埼玉県社会福祉士会

この研修では、各都道府県が市町村職員を対象に実施する研修の内容を説明しています。

従って、都道府県職員の実務については、市町村職員が知っておくべき範囲に限定して説明しています。

獲得目標

- 1 施設従事者等による障害者虐待防の防止・対応における**行政の役割**を理解する。
- 2 施設従事者等による障害者虐待対応における、通報受理から事実確認、虐待判断、対応計画の策定と評価・終結の流れと**各段階の対応のポイント**を理解する。
- 3 障害者虐待が発生した**要因の分析から改善指導・改善計画の評価**などの施設に対する指導助言のポイントを理解する。

内容

- 1 定義・概略
- 2 相談・通報・届出への対応（市町村）
- 3 身体拘束に対する考え方
- 4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止
- 5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

1 定義・概略

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されている。

「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおり。(障害者虐待防止法第2条第4項)

法上の規定	事業名	具体的内容
障害者福祉施設	・障害者支援施設 ・のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	・障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助
	・一般相談支援事業及び特定相談支援事業 ・移動支援事業 ・地域活動支援センターを運営する事業 ・福祉ホームを運営する事業 ・障害児相談支援事業	
	・障害児通所支援事業	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援

障害者虐待防止法における「障害者福祉施設従事者等」に該当する事業の種別です。

ここに該当する事業における虐待事案だけが「障害者虐待」に当たります。

当然、ここに該当しなくても「虐待」になることに留意して下さい。

- 高齢者関係施設等の利用者に対する虐待
→65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法を適用
- 児童福祉施設の入所者に対する虐待
→18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法を適用
- 障害者福祉施設従事者等が勤務時間外又は施設等の敷地外で当該施設等の利用者である障害者に対して行った虐待を含む。
- 前項の表に該当しない施設等については、障害者虐待防止法上の通報義務の規定は適用されない。しかし、**列挙されていない施設等**（例えば、**地域生活支援事業の一部のメニューや自治体独自のサービス等**）における虐待について通報・相談があった場合は、きちんと相談対応等を行い、管理監督、処分権限をもつ部門へ適切に引き継ぐことや、必要に応じて、関係法令を所管する機関（例えば暴行罪等が疑われる場合は警察等）への情報提供等を行う。

「引き継ぎ」は「たらい回し」とは違う（フォローまでが引き継ぎ）

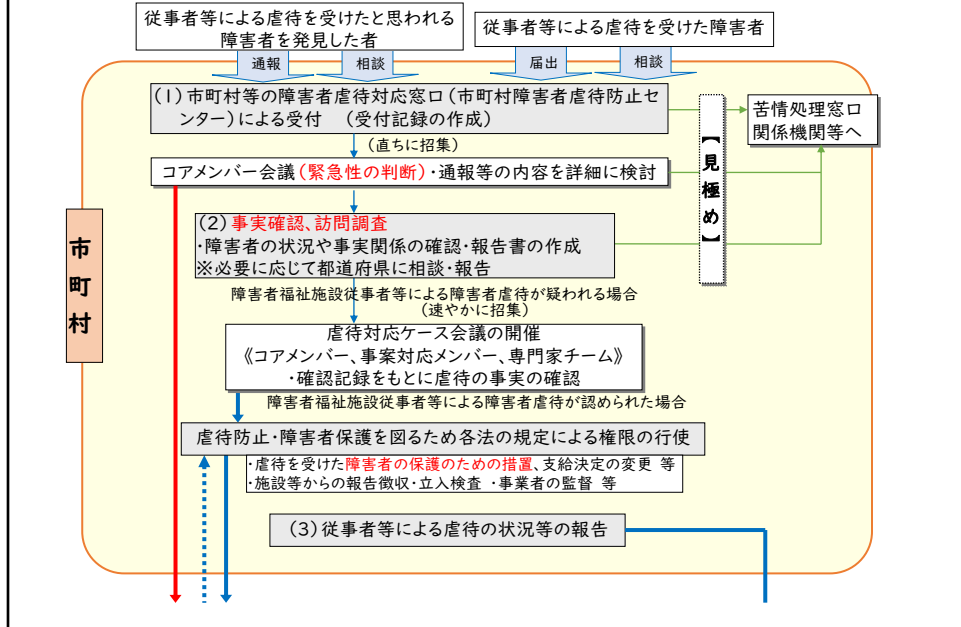
地域生活支援事業としては、「意思疎通支援事業（手話通訳など）」、「日中一時支援」、「盲人ホーム」などが障害者虐待防止法の対象外です。

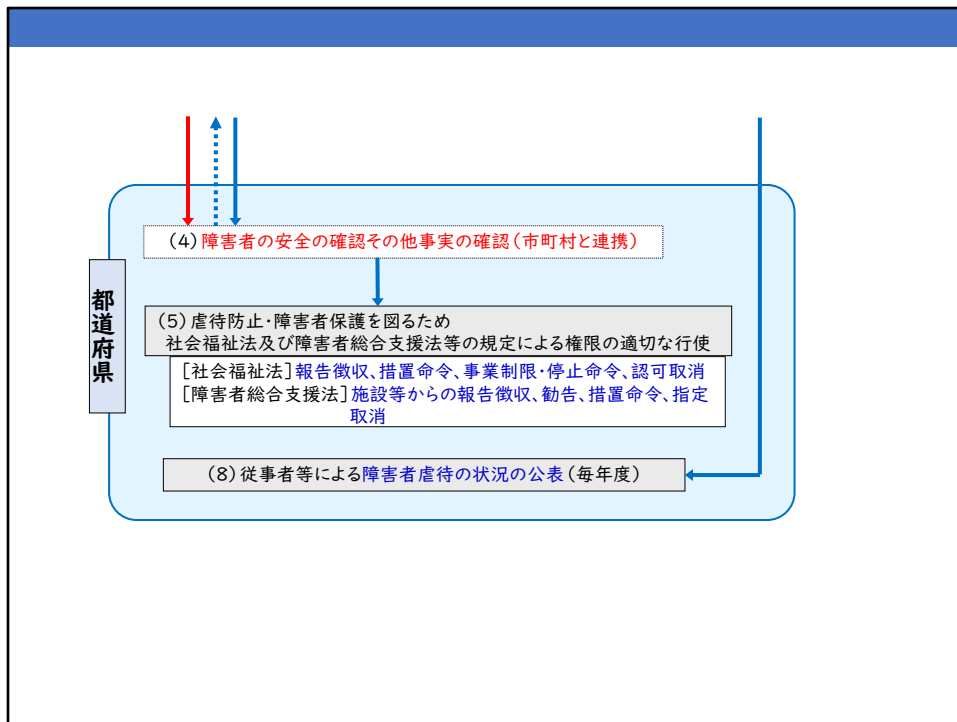
法に定める「障害者虐待」でなくても、「虐待」事案であることは同じです。委託や補助している市町村は責任を追求されます。

勤務時間外・施設外とは、例えば、通所事業の職員が、事業終了時間後に利用者呼び出して性的関係を持つなどです。

「適切に引き継ぐ」ということは、管理監督、処分権限を持つ部門の連絡先を伝えることではありません。同じ市町村内の部署であれば、行って説明をする、来庁の相談であれば同行するなどが必要。また、進捗などを共有し、いつでも協力できるように、後のフォローまでして、「適切な引き継ぎ」と言えます。

2 相談・通報・届出への対応(市町村)





2 相談・通報・届出への対応(市町村)

(1) 通報等の受付

ア 通報等の対象

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村への**通報義務**が規定されている。

※同僚職員の虐待についても速やかに通報する義務があるが、まず上司に報告して組織として通報する場合もありえる。

また、虐待を受けた障害者は市町村に**届け出**ることができることとされている。

✓ 市町村虐待防止センター業務を委託している場合でも、調査や判断まで委託することができないので、市町村職員が調査や判断を実施すること。

一般の相談の中にも、虐待に該当する事案がある。

障害者虐待防止法ができたことによって、通報が義務化されたということは、とても重要です。

施設等職員が同僚による障害者虐待と思われる事態を目撃した場合、直ちに通報しなかったということで行政から責められてしまうことがあります。どのような組織であっても、そのような場合、まず上司に報告し、組織として市町村に通報するのが通常です。上司に報告しても、上司が内部で処理しようとした場合などに、発見した職員自らが通報することになります。

虐待事案は障害者の人権に大きな影響があり、かつ、支援に当たって金銭的な面の調査や警察との関わり、利用施設等の変更など、行政の関わる面が大きいため、委託先職員の技術・経験を活用しながら市町村が責任を持って判断していくことが必要です。

虐待の通報等ではない他の相談を受けているときにも、話の内容によっては「虐待では？」と思われる場合があります。

イ 施設等の所在地と支給決定を行った市町村が異なる場合等

→ どのような場合でも、通報者への聞き取り等の初期対応は通報等を受けた市町村が行う。その上で、支給決定を行った市町村が異なる場合は、速やかに支給決定を行った市町村に引き継ぐ。

その後の対応は、施設等の指定や法人の許認可を行う都道府県等と協力して行うので、当該都道府県等にも速やかに連絡を入れる。

支給決定を行った市町村、通報を受けた市町村、施設等の所在地の都道府県が適宜連携して対応する。

○障害者の支給決定市町村が複数ある場合

→ 各市町村が連携して障害者の安全確認や事実確認等を行うので、**都道府県障害者権利擁護センター**が、市町村相互間の連絡調整等を行う。

どこが対応の中心になるかは場合によるが、逃げてはダメ。

被害者が特定できない場合など、支給決定市町村が不明な場合などがあります。この場合も、通報を受けた市町村が、通報者の話をきちんと聞きます。

例えば、施設から悲鳴が聞こえるので虐待では無いか、と市民から施設所在地の通報があった場合、通報を受けた市町村がていねいに話を聞きますが、この場合は実質的な指導は、都道府県が中心になるかも知れません。

通所系で、利用者のほとんどが、事業所所在地の市町村の場合などは、その市町村が中心になるほうが良いかも知れません。ケースバイケースで市町村と都道府県が相談しながら進めていくことになると思います。

ウ 通報等の受付時の対応

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情や、また虚偽による通報や過失による事故であることも考えられる。

通報等の内容が、サービス内容に対する苦情等で他の相談窓口（例えば市町村や当該事業所の苦情解決窓口等）での対応が適切と判断できる場合には適切な相談窓口につなぎ、受付記録を作成して対応を終了する。

※ この他、受付時の対応については、基本的には養護者による虐待への対応の場合と同様。緊急対応が必要な事例を見逃さないよう、見極めが大切！

苦情や事故も重大事案なので、しっかり最後まで対応する。

障害者虐待防止による虐待対応になる事案でなくても、苦情のうちから最後まできちんと対応することで、虐待の芽を摘むことになるかも知れません。

また、事故の防止も重要ですので、事業所に協力して再発を防止します。事故の発生要因の中に、日常の粗雑な支援実態が隠れているかも知れません。慎重に対応しましょう。

虚偽による通報（届出）であっても、なぜ通報者がそのような訴えをするに至ったのか、事業所と利用者の日常の関係性はどうなっているのか、など指導のきっかけになるかも知れません。

仮に、日常的に虚偽の訴えのある利用者であっても、通報を受けたときは「先入観」を持たずに、虚偽であることが明らかになるまでは虐待事案として対応します。

個人情報保護についても、養護者による虐待への対応の場合を参照。

特に、施設等の職員が通報者である場合には、施設・事業者には**通報者を明かさず**に調査を行う等、配慮する。

エ 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、通報等を行った職員は、通報等を理由に、**解雇その他不利益な取扱いを受けない**ことが規定されている。

また、公益通報者保護法により、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を公益通報した場合、通報者に対する保護が規定されている。

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止

通報者は、事業所における立場が不利になる危険を冒して通報してくれているので、すから、不利益にならないよう最大限に配慮します。

オ コアメンバーによる対応方針の協議

養護者による虐待への対応の場合と同様なので参照のこと。コアメンバー会議では、緊急性の判断や、今後の対応方針を決めるので、市町村の管理職が加わっていることが必要である。

ここで初動期の対応方針を明確にすることが、これ以降の対応に重要である。

コアメンバー会議で決める事項は概ね以下のとおり。

- 緊急性の判断（緊急保護が必要になる可能性）
- 初動期の対応方針（当面の事実確認や訪問調査の方法）
- 他の自治体など連携すべき機関の確認
- 虐待事案として対応すべきでない内容か
→適切な機関への引き継ぎ、通常の支援などフォローの必要性

誰が、何を、いつまでに実施するかを具体的に決める。

判断するに当たって、誰が加わっていることが必要なのかは、市町村の組織によって異なります。虐待事案なので、通常の案件より上位の職にある者の判断が必要だと考えた方が良いでしょう。

コアメンバー会議では、ここに挙げた事項を決めますが、初動期の対応方針を決めるに当たっては、誰が、何を、何のために、いつまでに実施するかを明確かつ具体的に決めることが大切です。

そうすることによって、次の会議のときに、きちんと実施できたかを確認し、その結果を基に次の方針を定めることができるようになります。

(2) 市町村による事実の確認

通報等を受けた市町村は、事実確認や障害者の**安全確認**を行う。
この段階の調査は、事業所等の任意の協力の下に行われるものである。

障害者虐待が確認された場合や事業所等が調査に協力しない場合等、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、市町村と都道府県が連携してその後の対応を行う。

また、悪質なケース等で、都道府県による迅速な権限発動が求められる場合には、速やかに市町村から都道府県に報告する。

なお、障害者総合支援法の規定により市町村長、都道府県知事が報告徴収、立ち入り検査を行った場合は、虚偽の答弁をしたり、検査を妨害したりした場合は、指定の取消し等や30万円以下の罰金に処することができる。

安全が確保できなければ、他施設・GHに移って貰うことも。

ここでの主眼は、被害障害者の被害や安全の確認ですから、当該障害者の支給決定をした市町村が中心になって行います。

従って、監査的な意味合いが強い場合や社会福祉法・障害者総合支援法などによる指導・処分に結びつく可能性の高い事案においては、当初から所轄庁である都道府県と共同で訪問調査を行った方が適切な場合があります。

安全確認と安全確保は一体のものです。例えば、グループホーム内で性的虐待が疑われる事例なら、虐待したと思われる職員と被害障害者を離すことが必要です。法人が、一時的に職員の勤務を停止するか勤務先を変えるなどの対応をしてくれない場合には、被害障害者の身柄を他の場所に移す必要があるかも知れません。そのような可能性も念頭に置いて調査に臨むべきです。

ア 調査項目

(ア) 障害者本人への調査項目例

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度、虐待の具体的な内容、虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認: 施設等従事者(虐待を行ったと疑われる職員は除く。)の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。
 - ・ 身体状況: 傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態: 虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境: 障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

障害者本人となじみの薄い市町村職員では、本人とのコミュニケーションが難しいことがあります。そのため、施設職員等の助けを得ながら面接をすることも検討します。ただし、虐待を疑われる職員の同席は絶対に避けるべきです。

身体的虐待で傷などが残っている場合は、場所・様態などを記録すると共に、写真などを撮影します。ただし、写真などは状況によって写り方が変わりますので、医療職が専門的見地から状態を記述しておくことも必要です。

(1) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等
 - ・ 事故・ヒヤリハット報告書
 - ・ 苦情相談記録
 - ・ 虐待防止委員会・事故防止委員会の記録
 - ・ 職員への研修状況

全てを完璧に調査することは無理。重要なものは落とさずに。

サービス提供状況とは、例えば、生活の中でどのような支援を受けていたか、スケジュール、(あれば)作業の科目などです。

(1)の⑤「その他必要事項等」は市町村調査だと、権限的にも時間的にも難しいかも知れませんが、事故や苦情の記録を、ざっと見せてもらって、関連がありそうな部分の写しを提供してもらいます。

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

原則として2人以上の職員で訪問する。また、記録用に**録音機材**や、ビデオカメラ、デジタルカメラ等の**映像を記録できる機材**を携行する。

② 医療職の立ち会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が想定される場合には、医療職が訪問調査に立ち会うことが望まれる。

③ 障害者、障害福祉サービス事業所等への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び障害福祉サービス事業所等に対して次の事項を説明し理解を得ることが必要である。

- ・訪問の目的 ・担当職員の職務と守秘義務 ・調査事項 ・調査に対し協力を求めるとともに、障害者総合支援法に基づく罰則規定の説明
- ・障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村が取り得る措置に関する説明

女性障害者の虐待内容の調査は女性医療職が対応。

複数対応する理由は、客観的な見地を保つこと、一人が主で一人は記録、証言の証拠能力を高めるため、などです。

調査前に役割分担を決め、必要な人数で訪問します。中心は障害者本人への聞き取りになります。

本人への聞き取りはケースワーカーや虐待防止センターの職員が複数で、事業所への聞き取りは担当係長が事業所管理者等に行うパターンが基本と思います。訪問人数は、聞き取りの場面ごとに二人以上ですから、障害者と事業所を平行して聞き取る場合には4人以上が必要です。

ビデオカメラを携行する場合は、適切な場所に設置できるように三脚も持参します。医療職としては、医師が最善ですが、保健師・看護師の場合が多いと思います。身体的虐待や性的虐待の場合を考えると、被害障害者が女性の場合は女性の医療職が対応します。

④ 記録類の確認

通報内容の事実確認を行う上で、記録類は重要な情報源となる。

- ・ 日々の利用者支援に関する記録や事故報告書等
- ・ 虐待があった日の勤務表等で、虐待の現場に居合わせたり目撃した可能性の高い職員を絞り込めないか

⑤ 聞き取り調査の留意点

障害者や障害者福祉施設従事者等に対し個別に聞き取りを行い、話しの内容が他に聞かれないよう配慮する。

障害者が、施設側から不利益な取扱を受けるのではないかと不安を感じていたり、施設等職員が、同僚職員への遠慮や気兼ね等から、虐待の事実を黙っていたり、最低限のことしか話さないことも考えられる。

聞き取り調査を受ける相手の立場や心情に理解を示した上で、それでも事実を話してもらうことが、結果として利用者、職員、管理者・設置者全ての人にとって最善の道につながることを説明し、協力を求めること。

勤務割り表(実績)、関連する支援記録などは写しをもらう。

必要な書類は、事業所に頼んでコピーをもらいます。写真に撮ることも有効です。

聞き取りの場所は、相談室などの個室を使わせてもらいます。

虐待が疑われる職員だけに聞き取りをするのではなく、他の職員にも聞き取りを行います。

⑥ 虐待があった当該施設が自ら適切に通報した場合の留意点

施設自らが通報してきた場合、虐待を隠蔽する施設と同様の厳しい対応を行うことは適切ではない。施設等の姿勢を見極めつつ事実確認を行い、「取り締まり」的な姿勢ではなく、再発防止に向けた取組を支援する姿勢が求められる。

⑦ 元職員からの聞き取り調査の検討

当該施設等を退職した元職員は、在職中に感じる懸念や心配から解放されるため、虐待事案に関する情報提供についても協力が得られやすいことが考えられる。職員からの聞き取り調査から十分な情報が得られない場合、聞き取り調査の対象に当該施設の元職員を加えることを検討する。

障害者総合支援法では、都道府県知事又は市町村長による、事業所の従業者であった者等に対する報告徴収等の権限が規定されている。

虐待が「発覚」した所と、自ら組織的に通報してきた所は別。

施設自らが組織的に対応した結果としての通報と、利用者などからの通報とは同列に扱うことはできません。最終的な目的は、施設の支援の質を高めて、虐待の再発を防止することにあります。自ら通報してきた施設とは、協力して再発防止務めます。元職員からの通報や証言は客観性が高いと思われます。ただし、施設とのトラブルで解雇された職員が、逆恨みして通報してくる事例もまれにあります。

⑧ 聞き取り等の調査の方法

正確に記録に残すために、会話の録音・録画について、必要性を説明した上で同意を求める。

(録音・録画の法的側面については、平成29年度障害者総合福祉推進事業「指定障害福祉サービス事業者等への指導監査の在り方に関する調査研究」報告書を参照。各障害の特性と聞き取りの留意事項などについても、同報告書に説明がある。)

事案が起きてから時間が経過している場合もあるため、まず記憶を呼び戻してから話してもらう必要がある。なるべく静かで視覚的な刺激が少ない部屋を確保し、答えを誘導しないオープンな質問の仕方でも聞き取る。

※聞き取りの詳細は、面接手法の講義を参照

障害者に対しては、質問を理解しやすい言葉に言い換えるといった工夫や、コミュニケーションボードや図や絵記号等の使用を検討する。

※最後に、「後で思い出したことがあったら、どんなことでもいいので、連絡してください」と伝え、数日後に連絡を取ることで、聞き取り調査の時には思い出せなかった情報を得ることができる場合がある。

録音・録画は同意を得る部分を含めて、全て保存しておく。

都道府県主催の研修で講師を務める場合は、上記の報告書の該当部分に目を通しておいてください。

録音・録画をするときは、同意を得る部分から、全て撮っておくこと。同意を得られなかったら全部を消去すれば良いです。一部だけ撮ると、都合の良い部分だけ抜き出したなど、後で指摘を受ける危険があります。また、同意の部分が記録されていないと、録音・録画の正当性を問われる危険があります。

⑨ 障害者や障害者福祉施設従事者等の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たって、障害者や障害者福祉施設従事者等の権利やプライバシーを侵すことがないように十分な配慮が必要である。

ウ 調査報告の作成

虐待を受けたと思われる障害者、虐待を行った疑いのある従事者等、施設等に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取る。

障害者虐待の疑いが認められない事案に対しては、苦情処理窓口等の適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了する。



虐待対応以外の通常の支援の必要性を検討

報告だけでなく、途中のメモ的なものも含めて保存しておく。


報告書は記憶の新しい内に速やかに作成します。報告書は重要な文書ではありますが、組織として次の方向を決定するために必要ですからスピードが重要です。報告書だけでなく、途中のやりとりや電話メモなども含めて保存します。虐待事案は、後の段階でどういう展開になるか分かりません。裁判や刑事事件になる可能性もあります。メモであってもきちんと残しておくことが必要です。虐待事案では無かった場合でも、通常の支援の必要性などを検討します。引き継ぐときには、しっかりと。

エ 虐待対応ケース会議の開催による援助方針の決定

調査の結果、従事者等による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討を行うとともに、引き続き、虐待の事実についての確認を行う。

従事者等による障害者虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人や施設等への対応方針等を協議する。

※ 「虐待対応ケース会議」については養護者虐待を参照



区分	構成員
コアメンバー	<ul style="list-style-type: none">障害者虐待担当職員（管理職の参加は必須）事務を委託された委託先の職員
事案対応メンバー	<ul style="list-style-type: none">行政職員相談支援事業者・障害福祉サービス事業者等医療機関労働関係機関等
専門家チーム	（事案内容に応じ）警察・弁護士・医療機関等

誰が、何を、いつまでに実施するかを具体的に決める。

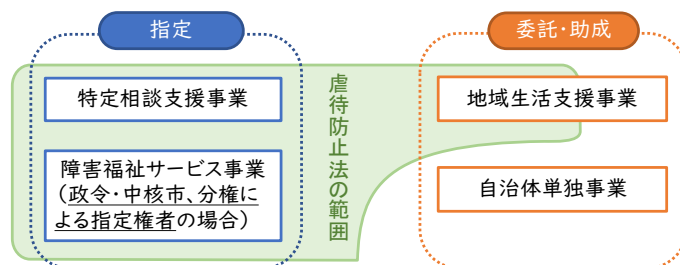
虐待が確認されなかった場合は、次に誰が何を調査するか決めます。あるいは、調査は続けながらも、必要な支援方針を決めます。

虐待が確認された場合には、障害者本人への支援の方向を決め、そのための各人の役割と期限を決めます。さらに、今後、都道府県と協力して事業所と関わっていくにあたり、どのような方向が望ましいかを協議します。

オ 市町村による任意の指導

調査の結果、市町村は自らが支給決定をした障害者の支援を適切に行うために必要があると認めたときは、施設等に対して口頭又は文書により指導を行うことがある。この指導は、任意の調査に基づく**行政指導**であるので、指導に従わないことを理由として不利益な取扱をすることはできない。また、当該市町村の所掌事務の範囲を逸脱することもできないので、当該障害者への支援に関することに限られることに注意する。

ただし、当該市町村が指定した、あるいは運営費を助成した施設等に関しては、**運営全般**について指導が可能。



虐待対応に当たっては、法に明確な根拠がなくても、行政として指導をしなくてはならない場合があります。その場合、手続き的に瑕疵があってはいけないので、「行政指導」の性質について意識しておく必要があります。

障害福祉サービス事業所の指定は、通常は都道府県ですが、政令市、中核市、地方分権により指定権者になった市町村の場合は、事業所に対する指導・処分などを自ら行います。

地域生活支援事業の各メニューは、多くが市町村事業ですので、委託元・助成元として運営全般について指導を行います。自治体による単独事業の場合、都道府県単独事業であっても、事業実施主体は市町村であることが多いので、これも市町村が責任を持って指導します。

事業に対する権限がなくても、社会福祉法人の所轄庁となっている市の場合、法人運営への指導(最終的には解散命令までの権限がある。)としての関わりも可能です。

(3) 市町村から都道府県への報告

市町村は、従事者等による虐待に関する通報等を受けた場合、都道府県（政令・中核市等、事業所や法人の指導・処分権限がある場合は、当該自治体）に報告する。通報等には、苦情解決窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事案以外のものも含まれているので、**都道府県等への報告は、虐待の事実が確認できた事案**とする。

ただし、事業所等が**調査に協力しない場合や悪質なケース等**、都道府県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される場合には、**虐待の事実が確認できていなくとも都道府県へ報告する**。

市町村から都道府県に虐待の第一報あるいは情報共有がされた後、相当時間が経過してから結果報告がされた事例や、都道府県から問い合わせがあるまで報告がされなかった事例がある。都道府県と適切な連携を図るためにも、市町村は、**第一報等の後概ね1か月以内に、その後の経過や対応の結果（虐待であることが確認できなかった場合を含む。）を都道府県に対し報告する**。

面倒でも、常に連絡を絶やさないことが解決の早道

実際には、事業所への調査（実地指導・監査も含めて）の際に、市町村と都道府県が協力して実施することが多いと思います。

都道府県と市町村の足並みが揃っていないと、実効性のある指導はできません。常に連絡を絶やさないことが、結果として円滑な解決への早道となります。

せつかく早期に市町村から都道府県に一報を入れても、その後の連絡がないと、都道府県としても処理に困ります。節目節目で経過を報告しておくことで、後々の共同での対応が円滑に進みます。

(4) 都道府県による事実の確認

市町村からの報告を受けた都道府県は、市町村によって障害者虐待の事実確認がされていないとき等、報告に係る障害者福祉施設等に対して、**事実確認のための調査**を実施する。

調査の際には、当該通報等に係る障害者についての支給決定を行った市町村に調査への同行を依頼する等連携して対応する。

調査の方法や留意点については、(2)「市町村による事実の確認」及び手引を参照

調査については、障害者虐待防止法による調査のほか、**実地指導**、あるいは**監査**として行うことも可能である。また、**調査・指導において必要が生じれば直ちに監査に切り替えることも可能**である。

調査等を事前予告なしに実施する場合は、開始時に文書を提示する。

監査においては書類のチェック中心ではなく、施設内巡回の時間を増やし、幹部以外にも支援員からも聞き取りを行う。

虐待に関する情報について、施設等の監査を担当する部署と情報共有し、丁寧かつ慎重に事実確認調査を行う。

(5) 社会福祉法及び障害者総合支援法の規定による 権限の行使等

事実の確認等により障害者虐待が認められた場合には、市町村又は都道府県は、虐待を受けた障害者の保護を適切に行うとともに、当該施設等に対する指導等を行い改善を図るようにする。

改善指導の例としては、虐待防止改善計画の作成、改善計画に沿って事業が行われているかどうかの第三者委員による定期的なチェック、当該事業所又は第三者委員からの定期的に報告及び報告に基づく指導や助言、等が考えられる。また、虐待が複数の職員により継続的に行われていたり、管理者、設置者が通報せず放置、隠蔽しようとした疑いがある場合等、組織的に行われていた疑いがある場合には、第三者による検証委員会を設置し、徹底的な虐待の事実や原因の解明を行う等の対応が考えられる。

さらに、管理者、設置者が自ら虐待を行っていた場合や、虐待の放置、虚偽報告、隠蔽等悪質な場合は、当該管理者、設置者を施設等の運営に関与させないよう、体制の刷新を求めることを検討する。

このような悪質な場合、特に法人全体としての隠蔽や、度重なる虐待事案の発生などの場合は法人全体への改善勧告・役員解職勧告・解散命令なども視野に入れて指導します。

指導に従わない場合には、社会福祉法及び障害者総合支援法に基づく**勧告・命令、指定の取消し処分等**の権限を適切に行使することにより、障害者の保護を図る。

(6) 特定非営利活動促進法による権限の行使

特定非営利活動法人が運営している事業所等の場合は、障害者総合支援法に基づく**勧告・命令、指定の取消し処分等**を行うほか、事案によっては、**特定非営利活動促進法の所轄庁**である都道府県等が、法人に対して**改善命令**や**設立の認証の取消し等**の措置を採ることも考えられるので、適切に情報提供する。

基本は改善努力への協力、体質が原因であれば毅然と対応

悪質な事案で、刑事事件として警察が捜査に入るような場合は、厚生労働省に情報提供をしておきます。

また、指定取消や法人解散命令など、重大な行政処分を行うときも、事前に厚生労働省に相談するとよいでしょう。

NPOの所轄庁は、NPOの事業の内容を所管する官庁の処分を待って、NPOに対する措置を執るようです。

3 身体拘束に対する考え方

(1) 基本的考え方

施設等の利用者が、興奮して**他害行為**や**自傷行為**があるときには、やむを得ず身体拘束や居室での隔離等の行動制限をすることがある。

このような身体拘束が日常化することが更に深刻な虐待事案の第一歩となってしまう危険もある。**身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければならない。**また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、**身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で取り組む必要がある。**

なお、変形や拘縮の防止などの目的で使用されるベルトやテーブルについては一律に身体拘束と判断することは適切ではないが、障害者をいすの上で漫然と放置するような行為は身体拘束に該当する場合がある。

漫然とした身体拘束は虐待への一歩

身体拘束をせざるを得ないときに、その原因などを分析し、今後防止するためにはどうしたらよいか、方針を立てる必要があります。

従って、行動障害等のある利用者への対応とともに、肢体不自由のある利用者への対応も整理したうえで適切に取り組む必要がある。

(2) 身体拘束とは

身体拘束の内容としては、以下のような行為が該当すると考えられる。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

どうしようもない場合でも、なぜ防げなかったか振り返る

介護衣とは、拘束衣と呼ばれる、着用した後に両手を固定して自由に動けないようにする服のことです。

(3) やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは対応できないような、一時的な事態に限定される。具体的には高齢者の「身体拘束ゼロへの手引き」に基づく以下の3要件に沿って検討する方法等が考えられる。

① 切迫性 ② 非代替性 ③ 一時性

ア やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

- ① 組織による決定と個別支援計画への記載
- ② 本人・家族への十分な説明
- ③ 必要な事項の記録

イ 身体拘束廃止未実施減算の創設

平成30年度報酬改定において、身体拘束等に係る記録をしていない場合についての減算が創設された。

三要件「全て」を満たしても、本来はダメという意識が大事

「切迫性」とは、利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

「非代替性」とは、身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

「一時性」とは、身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

この3要件を「すべて」満たした上で、組織決定する必要があります。

現実には身体拘束をせざるを得ないような事態は発生します。

そのときに、仕方なく拘束したとしても、その原因などを分析し、今後防止するためにはどうしたらよいか、方針を立てる必要があります。

突発的緊急事態で、職員がその場で押さえつけざるを得なかった場合などは、③にあるように支援記録に必要事項を記載します。

①の場合は、「これから」の拘束を判断する場合で、個別支援計画に位置づけます。この場合の「時間」とは時間帯だけではなく、いつまでかという「期間」も記載します。

4 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止

※これ以降の項目は、通常、都道府県等が行うが、市町村の担当職員も都道府県の指導の流れを理解しておく必要がある。

(1) 障害者福祉施設等の設置者等の責務

障害者虐待防止法では、施設の設置者等の責務として、従事者等の**研修の実施**、入所者等とその家族からの**苦情の処理の体制の整備**など虐待の防止等のための措置を講ずることが定められている。

また、運営規程に、虐待の防止のための措置に関する事項を定めなくてはならないこととされている。

具体的には以下の事項等を指すものとされている。

ア 虐待の防止に関する責任者の選定

イ 成年後見制度の利用支援

ウ 苦情解決体制の整備

エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
(研修方法や研修計画等)

本研修は、都道府県が市町村職員向けの研修を効果的に行うことを目的としています。

これ以降の項目は、通常は都道府県が行う事項ですので、都道府県の職員は十分に理解しておく必要があります。

本項では、市町村職員が都道府県職員と協力して事案に対応していくために必要な知識として、市町村職員に都道府県の行う指導の概略を理解してもらうことを目的としています。

(2) 管理者・職員の研修、資質向上

施設従事者等による虐待防止のためには、管理者、職員が自ら高い意識を持つことが必要である。また、職員各人が支援技術を高め、組織としてもノウハウを共有することが不可欠である。

事業者は、定期的に虐待防止や支援技術向上に関する研修を実施すると共に、各種研修会に職員を参加させることが必要である。

(3) 個別支援の推進

施設等においては、個々の利用者への配慮よりも**管理的な運営**に傾きがちである。こうした運営は**利用者、職員双方にストレスの原因**となり、身体拘束や心理的虐待が発生する危険が潜んでいる。

個別支援計画には、個々の利用者への総合的な支援の方針や生活全般の質を向上させるための課題等を記載する。個別支援計画に基づいて職員はサービスを提供し、サービス管理責任者は計画の実施状況を把握して、必要に応じて見直す。利用者一人ひとりに対して、個別的な支援を実践することが、虐待を防止することにつながる。

事業所全体の向上は、個別の支援の向上から

虐待防止への取り組みは、知識・技術を身に付けたうえで、職員集団全体での共通理解のもとでの取り組みが必要です。

個々の利用者への支援方針を、きちんとした根拠の上で組み立てて共有する、その実施状況と効果を計画的に見直していく取り組みの積み重ねが支援の質を高め虐待防止に繋がります。

小規模の事業所では、外部研修に管理者等しか参加していない事例が見られます。現場職員にも外部研修への参加の機会を与え、その研修結果を職員全体で共有する仕組みが必要です。

(4) 開かれた施設運営の推進

施設は、居住の場でもあるため、閉じられた場になりやすいという側面があり、内部の習慣的な行動が外部から乖離していく危険性がある。このため、地域に開かれた施設運営が重要である。地域の住民やボランティア、実習生等多くの人が施設に関わることで、職員の意識にも影響が及ぶ。また、他施設との職員交流や、事例検討に外部から有識者を呼ぶ等、外部の目や援助が入る機会を増やすことが虐待防止につながる。

サービス評価（自己評価、第三者評価等）の導入も大切である。

(5) 実効性のある苦情解決体制の構築

障害者虐待防止法では、苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることが規定されている。

施設等においては、苦情相談窓口を開設する等苦情解決のために必要な措置を講ずべきことが運営基準等にも規定されている。サービスの質を向上させるため、利用者等に相談窓口の周知を図る等、苦情解決のための取組を効果的なものとしていくことも大切である。

人目が入ることを煩わしく感じる事業所は危険信号

「施設の常識、世間の非常識」などと言われたいよう、常に外部の目が入るような運営が大切です。言い換えれば、誰に見られても大丈夫な運営が必要です。例えば利用者を一時的に拘束するようなことがあっても、しっかりした知識をベースに、職員集団全体が将来の見通しのもとに行っているなら、説明もできるわけです。ショートステイを活発に実施することで、地域のニーズにも応えられますし、関係機関や利用者の家族が入ることで、外部の目が入る効果も期待できます。障害者総合支援法や社会福祉法では「苦情解決」です。障害者虐待防止法では「苦情処理」となっていますが、本来は「苦情解決」とすべき所だと思います。

(6) 指導監査等による確認

施設等の指導監査において、報告書類のチェックだけでなく施設内巡回の時間を多く確保し、利用者の様子や職員の対応、同性介助について配慮されているか等について観察したり、現場の職員からも聞き取りを行う等、実質的なチェックになるよう心掛けることが求められる。

また、自治体は、相談支援専門員がモニタリングの際に気になった点があれば、すぐに情報提供を受けられるよう連携体制を構築する。

(7) 虐待防止に重点を置いた機動的な指導・監査の実施

通報等の内容が利用者の生命、身体の安全に関わる場合は、**事前に通告を行うことなく監査を実施**する等、柔軟な対応が必要である。

また、実地指導においても、障害者虐待が疑われる場合など、当該事業所の日常の状況を確認する必要がある場合には、監査と同様、**事前に通告を行うことなく実地指導**を行うことも検討する。

厚生労働省では、障害者虐待との関連が疑われる場合などには、指導開始時に文書通知をすれば良いとしている。

「監査に入った」ではなく、結果を出すことが大事

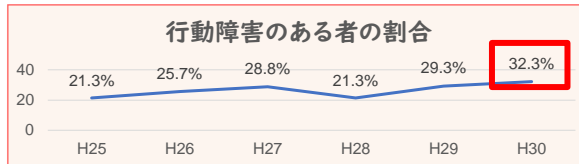
監査担当は、通常業務としては、施設等が明文化された規定を遵守しているかどうかをチェックすることが主です。

しかし、虐待事案の場合は、性質が異なるため通常の監査とは違う心構えで臨むことが求められます。従って、監査担当だけでなく、事業担当との緊密な連携が欠かせません。

5 行動障害を有する者に対する支援の質の向上

(1) 行動障害を有する者の支援と研修の必要性

障害者虐待対応状況調査の結果によれば、施設等従事者から虐待を受けた障害者の内の**30%以上**に**行動障害**があった。



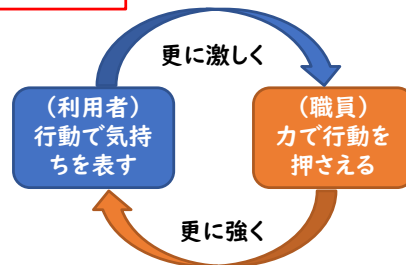
虐待の原因として、**支援スキルが不十分**、虐待防止についての**基礎的知識がない**、ということが挙げられる。

市区町村職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)	H27	H28	H29	H30
教育・知識・介護技術等に関する問題	56.1%	65.1%	59.7%	73.1%
倫理観や理念の欠如	43.9%	53.0%	53.5%	57.0%
職員のストレスや感情コントロールの問題	42.0%	52.2%	47.2%	52.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.8%	22.0%	19.1%	22.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	23.0%	22.0%	19.6%	20.4%

これらの統計については、本研修の共通講義でもお聞きになったかと思いますが。しかし、あらためて、この数字に注目して下さい。

支援に行き詰まり、行動障害を抑えるために暴行に至る、つまり、支援に行き詰まりかけていた段階で、始めは緊急避難的に力行使していたが、だんだんと安易に暴行を行うようになる事例がある。

虐待に至る負のスパイラル



行動障害を有する者の虐待を防止するためには、職員に行動障害に係る研修を受講させ、支援スキルを向上させることが不可欠である。

「仕方ない」で終わったらプロとしての敗北

身体的虐待の多くは、行動障害のある利用者への支援技術が低いことが原因と思われま

す。行動障害のある利用者の行動が変容するまでは、長い時間を要するうえ、その間、職員は心身共に疲弊する危険があります。それを防ぐためには、知識・技術を身に付けて、個々の利用者への取り組みが実を結ぶはずだという思いが必要です。

そのためには、研修等の受講と管理職のリーダーシップ、それと職員集団全体での共通認識が必須です。

6 Ⅲのまとめ

- 虐待は、利用者のために、**速やかに解消すること**第一の目的とする。
- 緊急の保護や財産調査など、**市町村が動くことが大事**。
- 虐待がないと確認できるまでは**虐待対応を継続**する。
- 引き継ぐときは最後までフォロー。通常**の支援の必要性も忘れず**に。
- 会議・打合せのときは、**誰が何をいつまで**に行うか具体的に決める。
- 事業所調査では、形式より**実質**を。でも、**勇み足には気をつける**。
- 事業所では、「虐待をしない運営」はない。通常**の「良い支援」のみ**。

ご清聴有り難うございました。

性的虐待の防止と対応

名前 白梅学園大学
所属 堀江まゆみ

性的虐待の防止と対応について

性的虐待の定義

- ・障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること

- 障害者虐待防止法条文

- ・本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）

- 千葉県障害者虐待対応マニュアル

- ・子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る 又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など

- 児童虐待防止法についての厚生労働省解説

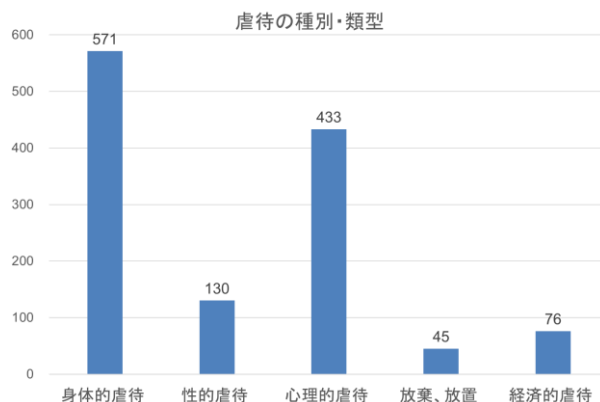
性的虐待の定義はそれぞれに説明されています

特に、千葉県障害者虐待対応マニュアルでは、「本人が同意していない性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、判断能力のハンディに付け込んでいる場合があり、本心からの同意かどうかを見極める必要がある」とあります。同意の扱いがポイントですが、本人がその行為を性的な行為であることを理解していない場合、同意は成り立たないことが多いです。加害者が「同意があった」と言っても本人が理解していない、あるいは、心理的・身体的圧力や虐待が背景にある場合は、それは同意とみなさないことが大事なポイントです。

性的虐待の状況

- 平成27年度の厚労省による全国調査では、性的虐待の対応は130件（←平成25年度99件）

平成27年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等(調査結果)



平成27年度の厚労省による虐待事例への対応状況等の調査では性的対応は130件です。身体的虐待、心理的虐待より対応件数が少ないですが、性的虐待が起こっていない、のではなく、密室で起こるので通報されにくい、発覚しにくい、ことを示していると思います。平成25年度が99件であったことを考えると、対応できた件数は増えていますが、実際にはもっと多いと考えます。身体的虐待、心理的虐待はどんな行為が虐待であるか、研修などで周知されてきましたが、性的虐待はまだ十分周知されていないことと、支援者や親が「性」を話したがない背景も指摘できます。これから性的虐待の対応と防止により注目していかなければなりません。

具体的な事例から

- ・30代・中度知的障害の女性←事業所バス運転手から
テレビを見ながら「自分もこんなことされてる」。母が繰り返し聞き、司法面接を受け「事実としてあり得る」、市虐待防止センターでは「証拠が取れない」と対応。
- ・小学生・知的障害の女兒←学校の教員から
女兒は、上手く伝えることができず、発覚が遅れた
- ・40代・知的障害の女性←GH世話人（非常勤）
最初の困り感は「こづかいが足りない」と母へ。
オープンドクエスチョンで聞いていくと。。

性的虐待の具体的事例から課題を見ていきましょう。

- ・本人への聞き取り方法がいろいろな人が介在してしまって十分でない。
- ・本人が語った言葉、得られた言動の評価を、周囲や虐待防止センター担当者が適切に行えない。そのままにしている。
- ・司法面接をより重視して研修をしていく必要がある。
- ・加害側の法人の姿勢の問題。障害者虐待防止センターからの問い合わせに対して「顧問弁護士を通して」と対応したこと。虐待防止法の趣旨を理解していない。
- ・管轄をまたぐ虐待防止センターの連携の問題や、センターの力量の差の問題。
- ・学校でも起こっている。密室で起こること。
- ・本人からの訴えは、最初は「性的な話題でない」ところから始まるのが少なくない。本人の困り感を否定せずに、背景にある虐待事実までたどり着けることが大事。そのときに、オープンドクエスチョンが本人の性的虐待を引き出した。

具体的な事例から

- 性的虐待は、密室化されたなかで起きる
- 被害意識が持てないことも多い
(されていることが嫌なことと理解ににくいこともある)
- 口止めや脅し、虐待に「協力」させられることがある
- 心理的虐待や身体的虐待をともなう場合が多い

性的虐待は、

- ・本人は被害意識が持てないことも多い。
- ・口止めや脅しを受けているなど、背景を十分理解していくことが大事。

ほか、

最近の性的虐待の事例は、愛着障害の結果、あるいは、幼児性愛者の問題など従来の性的虐待の定義よりも広い背景で起きている。

支援の中から性的虐待をどう捉えるか

遊び・添い寝・入浴などの日常行為は？



被虐待者の発達の段階及び社会的状況から明らかに過度の性的刺激となる行為、あるいは、虐待者が性的満足を得るための行為（意識、無意識を問わない）

性的虐待を予防していくためには、日常の支援のあり方から考えていくことが重要。

- ・添い寝
 - ・膝の上に乗せて遊ぶ
 - ・同性介護
 - ・単独入浴介護
- あるいは、
- ・失禁等の対応や事後処理の安易さなども見直していく必要がある

支援の中から性的虐待をどう捉えるか

気づき事例1~5



最近の性的虐待の事例と、それをどこで、誰が気が付いたか。

・今後、こうした気づきのエビデンスを集約していくことが重要と思われる。

性的虐待の気づき・サインは？

身体的サイン 妊娠、STD、性器・肛門外傷

性的行動化 非社会的性行動（場面に合わない性的行動）

誤学習行動 コミュニケーション手段としての誤学習

逃避 引きこもり・徘徊・

愛着障害 他者との適切な心理的・物理的距離感

その他 感情の障害

性的虐待の気づきやサインは、以下のように言われている。

最近起きた性的虐待の事例の分析と合わせて、理解してみる。

虐待される側の心理

被害だと思えない（お前のためにやっているという脅し）
誰かに相談すると解決する成功体験が乏しい
（相談すると、逆に、叱られる不快体験が積み重なっている）

性のことだから、話すこと自体が恥ずかしい

信じてもらえるか？馬鹿にされないか？

話したらどうになってしまうのか？見通しが見つからない不安

虐待者にわかったらもっと虐待されないか？

虐待される側の本人の心理も理解していくことが重要。

虐待を潜在化させる「心理的バリア」

加害者の支配（意識） 家族や介護者への依存、限られた人間関係

仕返しの恐れ 無視、嫌がらせ、さらなる虐待

虐待の否定と自己責任への転嫁

虐待ではないかもしれない、悪いのは自分と思いつむ

あきらめと無力感 何をしても無駄、誰に言っても仕方がない

虐待を埋もれさせてしまう心理的バリアを理解していきましょう。

性的虐待を防ぐために

同性介助の原則の確認

プライベートゾーン(水着を着用するときに隠れる場所)の意識化

*同性介助でも、接触には配慮が必要

「手つなぎ」支援は?

「空間」「距離」を尊重する。伝える

介助行為や声かけの意識化、職場でのふりかえり

性的虐待を防ぐための日常の支援方法を考える。

虐待は、「氷山の一角」として理解される。こうした支援が日常的に安易にされることが、性的虐待の温床になることも少なくない。

まとめ

「性」は「生」そのもの。かけがえのないその人を尊重する

障害のある人の「性」をタブー視しない

早期に、「周囲のさりげない気づき」を重視する

性虐待はチームで取り組む

まとめ

性を尊重し、タブー視しない支援土壌を作ることが課題である。

使用者による障害者虐待 の対応と防止

使用者とは

障害者虐待防止法 第2条第5項

この法律において「使用者」とは、障害者を雇用する事業主(当該障害者が派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。))である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣(同条第一号に規定する労働者派遣をいう。)の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいう。

使用者虐待の定義

障害者虐待防止法第2条第8項

この法律において「使用者による障害者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障害者について行う次のいずれかに該当する行為をいう。

- 一 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- 二 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 四 障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による前三号に掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- 五 障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

使用者による障害者虐待が行われた場合 などの対応

1) 都道府県に通報・届出が寄せられた場合

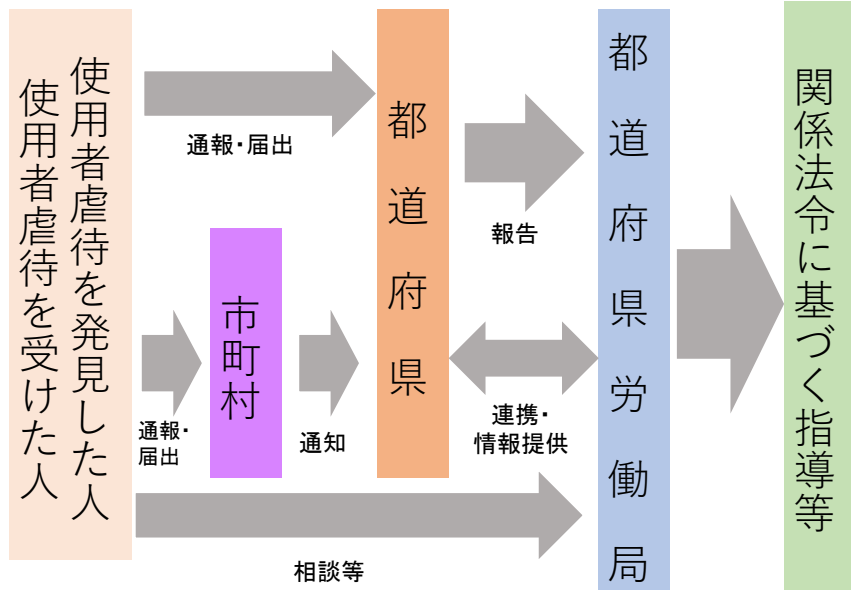
- 都道府県に使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、都道府県は労働局へ報告を行う。
- 市町村に通報・届出が寄せられた場合、市町村は都道府県に通知を行い、都道府県から労働局に報告がなされる。
- 報告を受けた労働局は、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など所管する法令に基づき、所轄の労働局、労働基準監督署または公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、調査や必要な指導を行う。

2) 労働局に直接、通報・届出が寄せられた場合

- 労働局(労働基準監督署、公共職業安定所含む)に直接、使用者による障害者虐待の通報・届出が寄せられた場合、労働局は都道府県に情報提供する一方、都道府県からの報告があった場合と同様に調査や必要な指導を行う。

出典：平成30年度使用者による障害者虐待の状況等(参考2) 厚生労働省雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応



出典：平成30年度使用者による障害者虐待の状況等（参考2）厚生労働省雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

使用者による障害者虐待の防止

(1) 労働関連法規の遵守

- 使用者は、障害者雇用促進法、労働基準法、男女雇用機会均等法、個別労働紛争解決促進法等の労働関連法規を遵守しなければならない。
- 障害者虐待防止法施行後の使用者による障害者虐待の状況等の調査によると、使用者による障害者虐待の8割以上を労働基準関係法令に基づく指導等の対象となった事案が占めており、その多くが最低賃金法関係（経済的虐待）

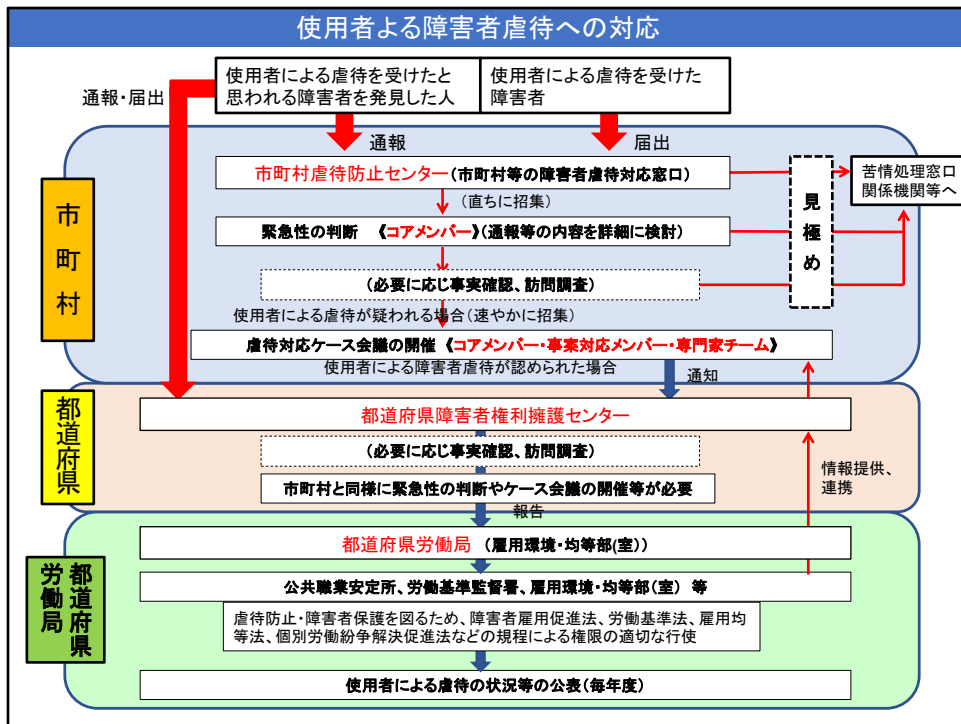
(2) 労働者への研修の実施

- 障害者虐待防止法では、事業主は労働者に対し研修を実施することとされており（第21条）、事業所自らの研修実施や各種研修会への職員の参加等を行うことが必要。
- 企業等において、障害特性に応じた配慮が分からず、それが職場でのトラブルにつながっているケースも。障害のある人への接し方が分からない等の場合には、ハローワークや地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等に相談することが重要。
- 使用者による障害者虐待防止には、事業主を始めとした事業所全体で取り組むことが重要。

(3) 苦情処理体制の構築

- 障害者虐待防止法では、障害者を雇用する事業主に対して、雇用される障害者やその家族からの苦情を処理する体制を整備すること等により虐待の防止等の措置を講ずることを規定（第21条）。
- 事業所においては、苦情相談の窓口を開設する等苦情処理のために必要な措置を講ずるとともに、相談窓口の周知を図ることによって苦情処理のための取組を適切に実施していくことが大切。

相談・通報・届出への対応



通報等の受付

ア 通報等の対象

- 使用者による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対し、市町村又は都道府県への通報義務（第22条第1項）。また、使用者による虐待を受けた障害者は、市町村又は都道府県に届け出ることができる（第22条第2項）。
- 就労継続支援A型に関する相談・通報等であって、当該事業所と利用者が雇用契約を結んでいる場合は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待と使用者による障害者虐待の両方に該当

イ 事業所の所在地と障害者の居住地が異なる場合

- ① 事業所の所在地の市町村に通報等があった場合
- ② 居住地の市町村に通報等があった場合
- ③ 事業所の所在地又は居住地の都道府県に通報等があった場合

ウ 通報等の受付時の対応

- 通報等を受けた場合には、当該通報等について迅速かつ正確な事実確認を行うこと。
- 通報等を受けた市町村・都道府県職員は、まず通報者から発見した状況等について詳細に説明を受け、それが使用者による障害者虐待に該当するかどうか判断できる材料となるように情報を整理。
- 明らかに使用者による障害者虐待ではない場合は、以下の相談窓口等につなぐ。

【労働相談の例】

- 労働基準監督署：長時間労働等の、労働基準関係法令上問題がある事案
- 公共職業安定所：離職票、失業手当、求職に関するもの等
- 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）：育児・介護休業、女性問題等、労働条件引下げ、配置転換等

工 個人情報の保護

事業所の労働者が通報者である場合には、通報者に関する情報の取扱いには特に注意が必要であり、事実の確認に当たってはそれが虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、事業主には通報者を明かさずに調査を行う等、通報者の立場の保護に配慮すること。

オ 通報等による不利益な取扱いの禁止

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、使用者による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（第22条第3項）
 - ② 使用者による障害者虐待の通報等を行った労働者は、通報等をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（第22条第4項）
- 虚偽であるもの及び過失によるものを除く
- 平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件（※）を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護を規定。
- ※ ① 不正の目的で行われた通報でないこと、② 通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要

■ 公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効
- ② その他不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁

カ コアメンバーによる対応方針の協議

市町村・都道府県による事実の確認等

ア 調査項目

(7) 障害者本人への調査項目

- ① 虐待の状況
 - ・ 虐待の種類や程度
 - ・ 虐待の具体的な内容
 - ・ 虐待の経過
- ② 障害者の状況
 - ・ 安全確認……訪問その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で障害者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって行う。
 - ・ 身体状況……傷害部位及びその状況を具体的に記録する。
 - ・ 精神状態……虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、障害者の様子を記録する。
 - ・ 生活環境……住み込みの場合には、障害者が生活している居室等の生活環境を記録する。
- ③ 障害福祉サービス等の利用状況
- ④ 障害者の生活状況 等

(イ) 障害福祉サービス事業所等への調査項目例

- ① 当該障害者に対するサービス提供状況
- ② 虐待を行った疑いのある職員の勤務状況等
- ③ 通報等の内容に係る事実確認、状況の説明
- ④ 職員の勤務体制
- ⑤ その他必要事項 等

イ 調査を行う際の留意事項

① 複数職員による訪問調査

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として2人以上の職員で訪問。

② 医療職の立会い

通報等の内容から障害者本人への医療の必要性が疑われる場合には、訪問したときに的確に判断し迅速な対応が取れるよう、医療職が訪問調査に立ち会う。

③ 障害者及び事業所への十分な説明

調査に当たっては、障害者及び事業所に対して次の事項を説明し理解を得る。

- ・ 訪問の目的について
- ・ 職務について：担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- ・ 調査事項について：調査する内容と必要性に関する説明
- ・ 障害者の権利について：障害者の尊厳の保持は基本的人権であり、障害者基本法や障害者総合支援法、障害者虐待防止法等で保障されていること、それを擁護するために市町村又は都道府県が取り得る措置に関する説明

ウ 調査報告の作成

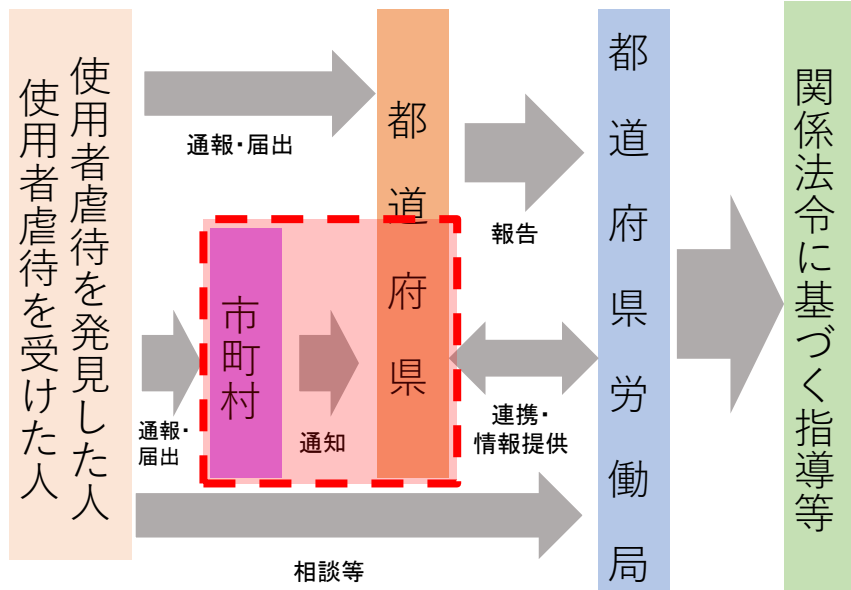
- ・ 障害者、使用者、事業所に対する調査を終えた後、調査の結果を記載した報告書を作成して管理職の確認を取る。
- ・ 使用者による障害者虐待ではなく、一般的な労働条件に対する苦情等で他の相談窓口（労働基準監督署や公共職業安定所等）での対応が適切と判断できる場合には、適切な対応窓口につなぎ、通報等への対応を終了する。。

エ 虐待対応ケース会議の開催

- ・ 調査の結果、使用者による障害者虐待が疑われる場合には、虐待対応ケース会議を開催して事例検討・虐待の事実についての確認を行う。
- ・ 虐待の事実が確認できた場合には、障害者本人への支援方針等を協議し、市町村の場合は都道府県を経由して、また都道府県の場合は直接、都道府県労働局に報告。

市町村から都道府県への通知

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応



出典：平成30年度使用者による障害者虐待の状況等（参考2）厚生労働省雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いて、通報等があった事案は市町村から都道府県へ通知。

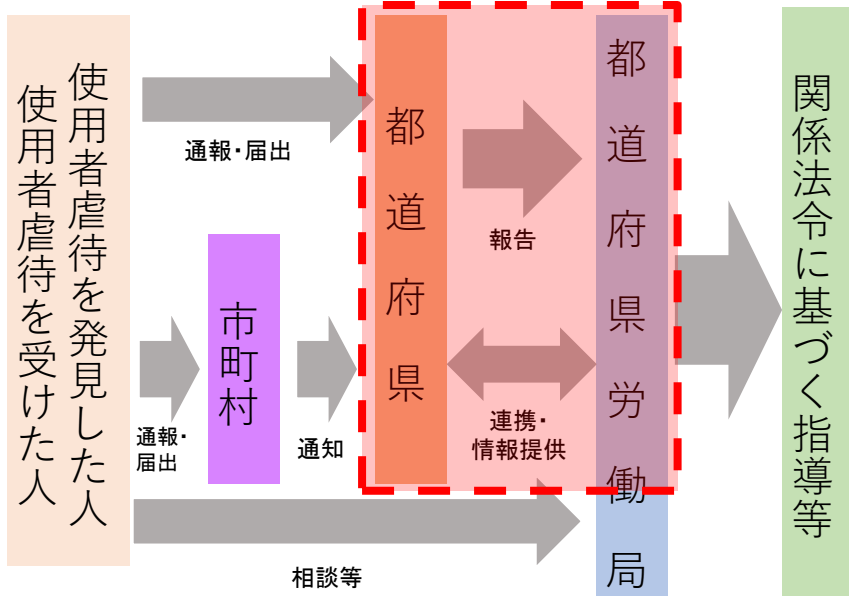
都道府県に報告すべき事項

1. 事業所の名称、所在地、業種及び規模
2. 虐待を受けた又は受けたとと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類及び障害支援区分その他の心身の状況 及び雇用形態
3. 虐待の種別、内容及び発生要因
4. 虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
5. 都道府県及び市町村が行った対応
6. 虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容

【市町村から都道府県への通知様式例】			
		平成 年 月 日	
〇〇（都、道、府、県）知事 へ		あて	
		〇〇市（町、村）長	
使用者による障害者虐待に係る報告			
障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第23条の規定に基づき、下記のとおり報告する。			
記			
1 通知資料			
① 労働相談票（使用者による障害者虐待）			
② 添付資料（具体的に記載）			
2 連絡先			
担当部署名		担当者氏名	
電話番号	—	—	

都道府県から都道府県労働局への報告

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応



出典：平成30年度使用者による障害者虐待の状況等（参考2）厚生労働省雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

都道府県は、市町村からの通知を受けた場合や、直接に使用者による障害者虐待に関する通報等を受けた場合には、厚生労働省令で定めるところにより、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告（第24条）

〇〇（都、道、府、県）知事

使用者による障害者虐待に係る報告

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第24条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 通知資料

- ① 労働相談票（使用者による障害者虐待）
- ② 添付資料（具体的に記載）

2 連絡先

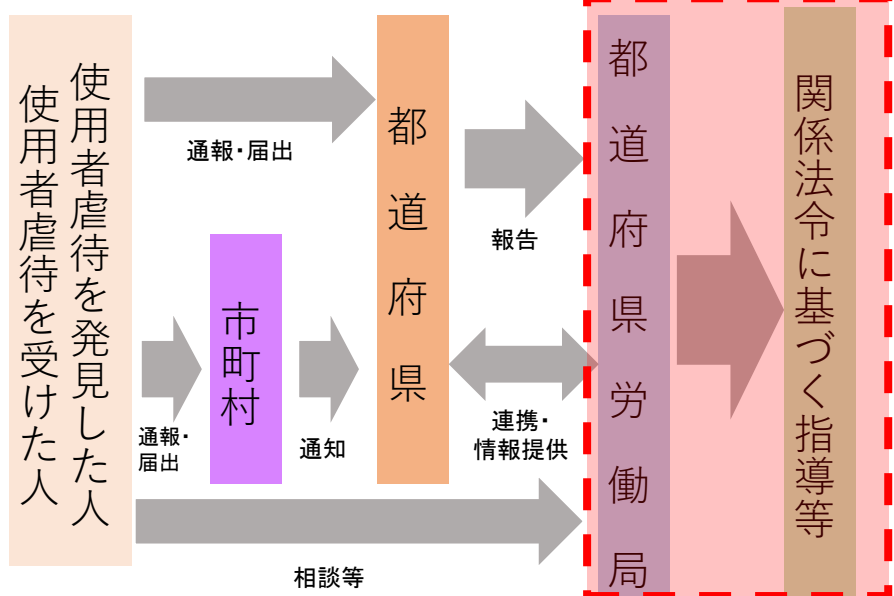
担当部署名		担当者氏名	
電話番号	—		—

※使用者による虐待に該当するか疑義が生じた場合には、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に照会

- 都道府県が直接通報等を受けた場合には、都道府県から都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への報告に当たり、「様式2 労働相談票（使用者による障害者虐待）」を作成し、添付。
- 都道府県は、通報等の内容から緊急性があると判断される場合には、速やかに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に報告するとともに、障害者の居住地の市町村に情報提供し連携して対応。
- 都道府県労働局においては、虐待の早期対応に当たって、市町村、都道府県と都道府県労働局の円滑な情報共有が必要であることから、市町村、都道府県が虐待に関する通報、届出を受けた際に、労働相談票を作成して障害者虐待防止法24条に基づく報告を行う前に、事案の概要や市町村等の対応予定状況、緊急を要するか否かについて、事前の情報提供を要請する等、都道府県との連携体制を構築することとされている。
- このため、都道府県においても、使用者による障害者虐待に関する通報、届出を受けた際に、事案の内容が労働関係法規に基づく都道府県労働局による権限を行使することにより、早期の解決が図られるものについては、通報・届出を受けた段階で、まずは都道府県労働局に一報を入れることが望ましい。

都道府県労働局による対応

使用者による障害者虐待が行われた場合などの対応



出典:平成30年度使用者による障害者虐待の状況等(参考2)厚生労働省雇用環境・均等局総務課 労働紛争処理業務室

- 都道府県から報告を受けた都道府県労働局雇用環境・均等部（室）は、報告内容から、公共職業安定所、労働基準監督署、雇用環境・均等部（室）等の対応部署を決め、事実確認及び対応を行う。
- 対応部署は「障害者の雇用の促進等に関する法律」「労働基準法」「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」等の関係法令の規定による権限を適切に行使して適正な労働条件及び雇用管理を確保。
- 住み込みで働いている場合等は、使用者による障害者虐待であっても、生活支援が必要な場合があると考えられる。対応部署は市町村等の関係機関と連携し、迅速な対応を行う必要がある。
- 行政（公共職業安定所、労働基準監督署等）職員が障害者虐待を発見した場合、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へ速やかに情報提供を行う。
- 対応部署による障害者虐待対応が終結した場合には、その結果を都道府県労働局から事業所の所在地の都道府県に情報提供。情報提供を受けた都道府県は、障害者の居住地の市町村に情報提供を行う。

都道府県等による障害者支援

- 使用者による障害者虐待が発生した場合、
 - ✓ 労働条件や雇用管理の面からの事業者に対する指導は都道府県労働局
 - ✓ 障害者に対する生活支援等については市町村や都道府県
- 例えば、社員寮などに住み込んで働いている障害者が、使用者による障害者虐待を受け生活支援等が必要になる場合に、市町村や都道府県が関係機関とも連携しながら迅速な対応を行う場合などが考えられる。
- 障害者虐待防止法においても、都道府県労働局長等が権限を行使する際には、当該報告に係る都道府県と連携を図ることとされており（第26条）、都道府県に対し適宜情報提供しながら対応。

第二十六条 都道府県労働局長が第二十四条の規定による報告を受けたときは、都道府県労働局長又は労働基準監督署長若しくは公共職業安定所長は、事業所における障害者の適正な労働条件及び雇用管理を確保することにより、当該報告に係る障害者に対する使用者による障害者虐待の防止並びに当該障害者の保護及び自立の支援を図るため、当該報告に係る都道府県との連携を図りつつ、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成十三年法律第一百二十号)その他関係法律の規定による権限を適切に行使するものとする。

- 都道府県においては、早い時期に障害者の居住する市町村や障害者就業・生活支援センターに情報提供等を行い、具体的な相談支援や福祉的な措置等について依頼。

使用者による障害者虐待の状況の公表

障害者虐待防止法においては、厚生労働大臣は、毎年度、使用者による障害者虐待の状況、使用者による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表（年次報告）することとされています（第28条）。

- 厚生労働大臣が公表する項目 -

- 一 虐待があった事業所の業種及び規模
- 二 虐待を行った使用者と被虐待者との関係
- 三 使用者による障害者虐待があった場合に採った措置

① 労働基準関係法令に基づく指導等

- ・ 障害者である労働者に、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 障害者である労働者に、時間外労働をさせていたにもかかわらず、割増賃金を支払っていなかったため、事業主に対して、是正指導を行った。
- ・ 都道府県労働局長から最低賃金の減額特例許可を受けている障害者である労働者に、許可の有効期間が切れているにもかかわらず、最低賃金額を下回る賃金を支払っていたため、事業主に対して、是正指導を行った。

② 障害者雇用促進法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、職場内で上司から仕事が遅いことを理由に、お尻を足で小突かれるといった暴力、上司から仕事のミスに対して「頭が悪くなっているのではないか」等の暴言等の問題があり、事業主に対して、雇用管理（職員に対する指導、雇用する障害者に対するケア）について、指導を行った。

③ 男女雇用機会均等法に基づく助言・指導

- ・ 障害者である労働者に対し、セクシャルハラスメントの言動の問題があり、事業主に対して、事業所のセクシャルハラスメント対策についての措置を講じるよう助言を行った。

④ 個別労働紛争解決促進法に基づく助言・指導等

- ・ 障害者である労働者が、上司や先輩社員等から物を投げられる等の暴力、「死ぬ」「殺す」等の暴言等の問題があり、退職した。当該労働者の求めに応じ、事業主に対し、当該労働者に対して所要の対応をとるとともに、再発防止を早急に図ることについて助言を行った。

千葉県における障害者虐待 防止に関する取組み



千葉県障害福祉事業課
虐待防止対策班

千葉県健康福祉部障害福祉事業課、虐待防止対策班の〇〇と申します。
日頃から県の福祉行政に御理解、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

虐待防止対策班では、障害者虐待防止法に係る業務を行っております。

お配りしておりますパンフレットをご覧ください。

青色の説明が「虐待防止法」について、緑色が、県の「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」についての説明となっております。

パンフレットの後ろに、上の枠から、市町村の虐待防止センター、県の権利擁護センター（虐待防止法に基づく通報・相談）、条例の差別に関する相談窓口の連絡先を載せております。

何か気になることや、利用者・御家族から相談を受けた際は、この窓口ご連絡していただき、連携をしながら対応していただければと思います。

では、私から「障害者虐待防止法の概要と県の通報対応状況等」について、説明をさせていただきます。

お手元にあります資料については厚生労働省のマニュアル「障害福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の内容をまとめたものになります。

本日お伝えすること

- 1 千葉県の紹介
- 2 障害者虐待の事例
- 3 障害者虐待防止に関する取組み
(市町村の責務・都道府県の責務)



2

(1) 人口：6,280,344人 (令和2年4月1日時点) 54市町村

(2) 障害者数：【身体】178,255人【知的】42,618人【精神】47,235人

(平成31年3月31日時点手帳所持者数)

(3) 障害者虐待の対応状況

養護者	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	220	282	273
虐待判断件数(件)	92	133	109
被虐待者数(人)	97	134	109

障害者福祉施設従事者等	平成28年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数(件)	132	159	161
虐待判断件数(件)	30	36	33
被虐待者数(人)	38	51	49

2 障害者虐待の事例

千葉県袖ヶ浦福祉センターで発生した虐待事件

平成25年11月に、千葉県から指定管理者として指定を受けて運営する県立施設千葉県袖ヶ浦福祉センターにおいて、利用者の死亡事件が発生した。死亡事件を受けて、県の行った立入検査の結果、複数の職員が死亡した利用者を含む複数の利用者に対し暴行(虐待)を行っていたことが確認された。

虐待が確認されたことを受けて、県が設置した第三者検証委員会において、虐待問題の全容究明及び今後のセンター・指定管理者のあり方について調査検証が行われ、平成26年8月に最終報告書が県に提出された。

他にも・・・施設内での閉じ込め、暴言、暴力、わいせつな行為等

3 障害者虐待防止に関する取組み (市町村の責務・都道府県の責務)



5

都道府県の責務

都道府県障害者権利擁護センターの機能と周知(法第36条～38条・40条)
【厚生労働省市町村・都道府県の手引きP18参照】

- ①使用者虐待に関する通報又は届出の受理
- ②市町村が行う措置に関する市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供、助言その他の援助
- ③障害者及び養護者支援に関する相談、相談機関の紹介
- ④障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整等
- ⑤障害者虐待の防止及び養護者支援に関する情報の収集分析、提供
- ⑥障害者虐待の防止及び養護者支援に関する広報・啓発
- ⑦その他障害者虐待の防止等のために必要な支援

千葉県の取組み

- (1) 研修の実施
- (2) 関係機関との連携
- (3) 障害者虐待防止アドバイザーの派遣

(1) 研修の実施

- ①障害者福祉施設従事者等への研修・・・・・・・・・・年10回
- ②障害者を雇用する事業主等（使用者）への研修・・・年1回
- ③県民への講演会・・・・・・・・・・・・・・・・・・年1回
- ④市町村職員への研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・年4回

① 障害者福祉施設従事者等への研修

厚生労働省障害者虐待防止指導者養成研修の伝達研修として、管理者・虐待防止マネージャーに対し研修を実施している。

【内容】

○行政説明(通報義務・障害者虐待の事例)

○障害者虐待防止法の理解と施設の取り組みについて

⇒**Point** ■弁護士による説明と施設による取り組み事例を合同で講義いただくことにより、法律と現場の支援を照らし合わせながら説明することが出来る。

また、専門研修として施設職員向けに職員のメンタルヘルス及び適切な身体拘束を行うための研修も実施している。



② 障害者を雇用する事業主等（使用者）研修

【内容】

- 労働局からの説明
- 障害者虐待防止法及び障害者への合理的配慮について
- 企業の取り組み事例

⇒Point■障害者を雇用する一般の事業所から、雇用する障害者への配慮や虐待防止対策について発表していただく。

③ 県民への講演会

【内容】

- 障害者虐待防止法・障害者差別解消法について
- 障害のある方からのお話

⇒Point■障害のある一般の方から、自身の生活について発表いただく。

障害のない方、関心のない方への啓発が課題

④ 市町村職員への研修

各市町村の虐待対応担当者が顔の見える関係を築き、相互に情報交換できる機会として、年4回程度実施している。

【内容（例）】

- 市町村による障害者虐待の対応方法について
- 関係機関からの講義（警察・労働局・施設の取組事例・相談機関等）
- 市町村による事例報告
- 市町村間の情報交換会
（例：通報の受け方、匿名の場合の対応、事実確認の手法等）

⇒Point■

日頃より市から県に質問や相談のある事項について、県・市町村・関係機関で情報交換する機会を設け、事例を検討し、市町村の対応力向上を図る。

！市町村によって出席率に差があるのが課題

(2) 関係機関との連携

①弁護士・警察・労働局との連携

事案に対して気軽に相談・情報共有を行えるよう、研修会議等で担当者間の関係性を築く。

②市町村への助言

- ・対応マニュアルや事例集等の作成。
- ・市町村からの相談で、過去に類似した事案がある場合、対応した市町村を紹介。

⇒担当職員間で直接情報共有することにより、実働的な連携となる。

(3) 障害者虐待防止アドバイザーの派遣

施設等の障害者虐待に関する問題解決や取り組みを支援するため、「障害者虐待防止アドバイザー」として専門家を派遣しています。

【活用例】

- 市町村で対応中の困難事例について助言がほしい！
- 県内の障害者虐待の件数や事例を知りたい！
- 施設での支援が難しい人への対応について助言がほしい！

主な派遣先：障害者福祉施設等、市町村、協議会、病院等
主なアドバイザー：弁護士、施設職員、千葉県職員等

県・市町村間の 連携が大切です！



ご清聴ありがとうございました。

千葉県健康福祉部障害福祉事業課
虐待防止対策班

12

私からの説明は以上となります。
御清聴いただき、ありがとうございました。